

2018年度大阪府交渉 基本回答・文書回答と質疑の概要

※【基本回答】は交渉席上での回答、【文書回答】は交渉項目から外した要求についての文書回答を表している。

※【質疑】中、○以降は団体側の質問、・移行は大阪府の回答を記している。

<教育>

1. 障害児学校の現在の過大・過密を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、必要な予算の確保をすすめてください。

①北河内地域、東大阪地域、南河内地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域、大阪市内地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を緊急に設置してください。とりわけ、東大阪地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域への建設計画を早急に策定してください。

②「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を抜本的に見直し、「約1400人増加」に対応できる新校整備計画を直ちに策定してください。

【基本回答】

①② 従前より、知的障がい児童生徒数の増加に対応するため、新校整備をはじめ、必要な取組みを進めてきたところです。今後の児童生徒数の増加への対応については、平成28年度に大阪市立特別支援学校12校を大阪府に移管したことを受け、大阪府域を含む府内

全域の支援学校の知的障がい児童生徒数の将来推計を実施し、平成29年度、』の推計を踏まえ、「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定したところです。今後、基本方針に基づき、順次取組みを進めてまいります。

③障害児学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。

【基本回答】

府立支援学校の通学区域割については施設規模や通学バス乗車時間などを考慮しながら、市町村を越えて広域に設定しています。知的障がい児童生徒数の増加への対応については、平成30年3月に策定した「府立支援学校にお

ける知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」に基づき、2020年度以降の通学区域割変更についても検討してまいります。

【質疑】

○生活圏域・福祉圏域をはみ出して校区が定められることは相当無理がある。
・生活圏が大切であることは理解しているが、生徒増への対応として致し方ないところも

ある。
○通学区域割りについてあらためて懇談の場を持ってほしい。
・必要に応じてご意見をおききしていく。

④学校施設の耐震化や校舎の老朽化対策のための大規模改修や、児童生徒数の増加に合わせた教室の確保など、障害児学校の教育環境整備を充実してください。

【基本回答】

府立学校施設については、平成28年3月末現在ですべての学校の耐震化を達成いたしました。また、老朽校舎の改修につきましては、平成28年度からの3年間で行っている施設・設備の劣化度調査を実施し、その結果をもとに個々の施設の状況を見極めて、中長期保全及び修繕実施計画的に策定することとしてい

ます。府立支援学校においては、児童生徒の増加に対応するために、これまでも分校開校や新校整備をはじめとして、必要に応じて、校舎の改築や耐震工事などによる教育環境の整備を行ってきたところです。今後も、教育環境の整備につきましては、学校長を通じ、ご意見をお聞きし必要な対応を行ってまいり

ます。

【質疑】

○地震による施設設備面でのダメージへの対応について、どのように進める予定か。

・四條畷校の体育館の照明が落ちた件については、速やかに業者による点検を済ませ、修繕補修の対応を行った。地震後、全支援学校にチェックシートによる聞き取り調査を行った。緊急に必要とする補修修繕について

速やかに対応するよう指示を行った。高槻、交野、寝屋川の各支援学校では傷みも多いことからコンサルタントによる調査を進めている。ブロック塀については全府立学校の調査を終えたところ。3メートル越えなどの違法なものについてはすぐに撤去することとしている。

⑤堺市内への希望者すべてを受け入れる高等部のある知的障害支援学校の建設計画を策定してください。また、堺地域への具体的な対策を早急に明らかにしてください。

【基本回答】

堺・泉北地域の生徒数増加の対応として、平成 29 年度から堺市西区のうち堺市立上神谷支援学校、福泉中学校、鳳中学校の校区を府立和泉支援学校高等部から府立泉北高等支援学校へ通学区域割を変更いたしました。

なお、今後、平成 30 年 3 月に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」に基づき、順次取組みを進めてまいります。

⑥泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある支援学校を建設してください。

【基本回答】

現在、泉南地域の肢体不自由支援学校として岸和田支援学校を、北河内地域には交野支援学校を設置しています。2 つの地域におけ

る新たな肢体不自由支援学校建設については、現在のところ計画はありません。

【質疑】

○佐野支援学校の過大・過密は深刻。毎年 20 名程度の増員で、400 名越えが目前に迫っている。特に小学部の増加が顕著。低学年棟は 1 年生だけで満杯となっている。現

在特別教室の転用や圧縮学級でなんとか対応している。泉南地域に知的障害の学校建設は不可欠。

⑦交野支援学校四條畷校は、知的障害支援学校の分校ではなく本校として整備してください。また、スプリンクラーの設置はもとより、空調設備の充実、給食の自校調理、直営バスの配置をおこなってください。

【基本回答】

府立交野支援学校四條畷校については、平成 21 年 3 月に策定した「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、新校が建設されるまでの児童生徒数の増加への対応として、仮校舎として整備、開校したところです。平成 27 年度に枚方支援学校が開校しましたが、府立交野支援学校四條畷校については、府内の知的障がい支援学校の児童生徒の増加に対応するため、当面、分校として継続することとしました。平成 28 年度から 29 年度にかけて、

より一層の安全性を確保するため、3・4 階を完全に閉鎖し、使用階数を低層階の 1・2 階に集約するための工事やトイレの改修工事を実施しております。なお、平成 30 年 3 月に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」における今後 10 年間の取組みにおいても、同校を活用することを前提としているところです。給食の自校調理、直営バスの配置については予定しておりません。

【質疑】

○四條畷校はこれまで 10 年間活用した上に、今後さらに 10 年間使うという。もはや臨時的な措置とは言えない。

○四條畷校は当面の間存続といわれている。

不安定な状況で放置するのではなく、本校化してほしい。

○四條畷校のトイレ改修していただきありがたいが、剣道場が音楽室、柔道場が多目的室、

食堂が会議室になっている。窯業室で更衣している。閉鎖されている3・4階には図書室・音楽室があるが使われていない。廊下に本を並べて読んでいる。支援学校で唯一エレベーターが使えない学校となっている。6クラスが生徒の増減がないのに5クラスになった。それでも教室に余裕がない。教員は減らされた。給食が自校調理でないので地震の時、災害備蓄の食品で対応した。その際誤って一部賞味期限切れの食材が出された。分校ゆえに教員配置が少ない。公印は本校にしかないの

でわざわざ取りに行かなければならない状況もある。「既存施設の有効活用」というがどのようなことを考えているのか。義務教育の課程でいつまでも仮のままで据え置かれていることに理解できない。この間の地震で体育館の照明が落ちて現在も使用禁止のままで放置されている。

・特別教室は一定必要と考えている。全く耳を傾けていないというわけではない。今後10年間について四條畷校を活用していくが、恒久的に活用する考えはない。

⑧支援学校における児童生徒数の増加で、特別教室が普通教室に転用されたり、間仕切ったりすることがないよう文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するように要望してください。

【基本回答】

学校教育法施行規則第8章第118条において、「特別支援学校の設置基準及び特別支援学級の設備編制は、この章に規定するもののほか、別に定める。」と規定されています。また、文部科学省は、平成28年3月改定の「特別支援学校施設整備指針」（文部科学省大臣官房文教施設企画部）で、学校施設を取り巻く今目的課題を踏まえ、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実させていますが、設置基準については明示していま

せん。なお、「特別支援学校については、在籍する児童生徒等の障がいの状態に応じ、必要となる施設や設備が様々であること等から、その施設や設備について一律の基準を設けることは困難であると考え。」との見解を示しているところです。大阪府では、今後も国の動向を注視しながら、「特別支援学校施設整備指針」を参考に、府立支援学校の教育環境の整備に努めてまいります。

【質疑】

○ホームルーム教室は教材室、倉庫が転用されている。

転学は行政によるいじめだ。新校建設以外に対処方法はないのではないかと。震災をうけ、災害時に学校が遠いことによる被害も痛感した。迎えに来いといわれても迎えにも行けない。

○八尾支援学校は生徒数369人から392人に増えて、小学部多目的室が普通教室となり、小学部に多目的室がなくなった。クールダウンする部屋もない。図書室は集会室となっている。教室使用の調整もとても困難だ。教育環境の低下そのものだ。強制的な

・知的障がい生徒の増加に対応するため、普通教室をどのように確保するのかを、既存施設の中で考えている。

⑨同一敷地内に2つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日

【基本回答】

に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。高等支援学校を同一・敷地内に併設する支援学校においては、選抜実施日の2日間を休みとしておりますが、これは高等支援学校の入

学者選抜を静ひつかつ公正な環境で実施するためのものであり、御理解願います。

⑩トイレを子どもの実態に合わせて改善・整備し、老朽箇所の改修を計画的に行ってください。

【基本回答】

トイレの改修につきましては、学校ごとに児童・生徒の状況が異なることから、その必要性などについて個別に学校長や関係課と協議のうえ、福祉整備事業なども活用しながら

整備を進めてまいりました。また、併せて、学校から提出される施設整備計画に基づき、適切に対応してまいります。

【質疑】

○トイレトレーニングをしっかりとできるように洋式トイレの整備を進めてほしい。
・トイレトレーニングは重要な課題であると認識している。少しずつではあるが改善を

進めている。4校で大規模改修工事を予定しており、その中でもトイレについては対応していくことにしている。

⑪冷暖房を適切に使用できるよう、すべての府立支援学校に必要な光熱水費予算を配当してください。

【基本回答】

快適な学習環境を確保するための適切な冷暖房に要する費用については、学校配当予算の中に算入しております。なお、授業等で生

徒在学時間中の適切な冷暖房運転により、不足額が生じる場合は当課において必要額を配当しております。

【質疑】

○窓が10センチしか開かず、空調の温度設定については、夏は28度、冬は18度と決めている学校もあって、教員が自由に温度設定をできないようにされている。状況に合わ

せて判断できるようにしてほしい。

・支援学校現場において臨機応変に対応していただきたいと考えている。

⑫教育活動に支障が生じないよう、必要な教職員の旅費予算を確保してください。

【基本回答】

児童・生徒の教育活動の裏づけとなる教職員の旅費予算は、厳しい状況ではありますが、各学校のご意見も伺いながら実情に即した配分に努めてきたところです。今後とも、児童・

生徒の安全管理を念頭に、教育活動に支障をきたすことがないよう教職員の旅費予算の確保に努めてまいります。

【質疑】

○教職員旅費が不足し宿泊学習を減らす状況が生まれている。家庭訪問も制約されている。
・旅費予算がきちんと確保できていないこと

が大きな問題。きちんと確保できるよう努力していきたい。

2. 後期中等教育を拡充してください。

①支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、たまがわタイプの高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。

【文書回答】

支援学校高等部卒業時の就職者数と就職率は、平成29年度379人(26.3%)となっております。また、「大阪府立知的障がい高等支援学校職業科(本校)」の卒業時の就職率は以下の通りとなっております。

・たまがわ高等支援学校

H29年度卒業生就職率 89.4%

・とりかい高等支援学校

H29年度卒業生就職率 75.7%

・すながわ高等支援学校

H29年度卒業生就職率 81.6%

・むらの高等支援学校

H29年度卒業生就職率 86.1%

・なにわ高等支援学校

H29年度卒業生就職率 72.5%

離職した場合は、各支援学校において居住地のハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら再就職に向けてのアフターフォローを行っています。

②高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめるために、

ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。

【文書回答】

府教育庁としましては、平成26年度より全ての府立高校において、入学時に生徒、保護

者の協力のもと「高校生活支援カード」を作成し、障がい等により配慮を要する生徒への

適切な支援のために、状況を把握する取り組みをはじめております。今後とも、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりを推進するとともに、個々の生徒の障がいの状況を的確に把握しつつ、学校生活を送る上で支障が生ずることがないように、必要に応じて施設設備の整備や支援機器の拡充を行い、非常勤講師や、平成 23

年度からスタートした「障がいのある生徒の高校生活支援事業」による臨床心理士や介助員等の支援を継続してまいります。

施設設備の整備につきましては、引続き学校からの要望や生徒の実態を踏まえ関係課とも連携し、必要な対応をしてまいります。

イ) すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害を持つ生徒が安全・安心に高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。

【文書回答】

府立高校におけるバリアフリー化につきましては、障がいのある生徒が学習活動に支障をきたすことのないよう、福祉のまちづくり条例に基づき、エレベーターをはじめ、多目

的(障がい者用)トイレや階段手すりの設置、スロープによる学校内の段差の解消等について、計画的に整備を進めているところです。

ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などの導入をはじめ、通級指導教室の設置を行なってください。

【基本回答】

府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、平成 23 年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートさせ、全ての府立高校に対してスクールカウンセラーを配置し、必要な生徒が在籍する高校に、介助員や学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の拡充を図っているところです。専門家による巡回相談等の支援については、支援学校のセンター的機能の活用と併せて、平成 21 年度から設置した医師や臨床心理士などからなる専門家チームの活用に努めています。さらに、平成 24 年度から、「高等学校支援教育力充実事業」を実施し、自立支援推進校・共生推進校のうち 4 校

の支援教育サポート校が中心となり、府立高校の相談に応じて自立支援推進校等のこれまで培った教科指導等のノウハウを共有するなど、相談体制の整備を一層進めてまいります。また、高等学校における通級指導教室の設置については、今年度、府立高校 2 校に通級指導教室を設置するとともに、新たに大阪府として文科省の「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」を受託し、2 校で指導方法や指導内容について研究を進めているところです。来年度以降については、本事業による研究成果を踏まえ、国の動向を見据えながら、関係課が連携しながら検討してまいります。

エ) 今年度から実施されている高校の通級指導について、対象者数・障害の状況・教員の配置・教育課程・単位認定・施設設備・合理的配慮等、状況を明らかにしてください。

【基本回答】

省令等の改正に伴う制度化を受けて、今年度、府立高等学校 2 校に通級指導教室を設置しました。指導対象は、設置校に在籍する発達障がいの特性のある生徒で、学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした、自立活動に相当する指導を実施し、生徒の困難の改善に向けて取り組みを進めています。2 校では、生徒の障がい等の状況に応じて、生徒

および保護者の合意のもと、指導時間を決定しており、授業時間内や放課後などに実施しています。なお、省令等の改正に伴い、いずれの時間帯の指導であっても、年間 35 単位時間の指導を受け、個別の指導計画に定めた目標が十分に達成できたと判断できる場合には、単位が認定されます。

【質疑】

○療育手帳を持っていない子どもたちが安心して学べる場として、通級指導教室が機能するようにしてほしい。本人の申し出によって支援が始まるのか、どのような指導が行われ

るのかなど、詳しく内容を教えてほしい。進路の資料に生かせるような要項などはないのか。府民にどのように周知していくのか。今後の方向性をどのように考えているのか。

・教育庁としてもどのように進めていくのかを考えながら進めている状況。周知については、柴島高校、松原高校に設置する旨をホームページに掲載し、中学校校長会での説明などをすすめている。様々な進路の幅を設けていきたい。通級指導教室は在学学生を対象としているため、まずは当該校の入学選抜を合格してもらうことが前提となる。その上で当該

学生が個別支援としての通級指導が必要かどうかを判断する。コミュニケーションなどの自立活動に相当する支援を、週7単位を上限として実施することとされている。本人・保護者との話し合いで内容を決めている。専門性充実授業の教材も含め、柴島高校・松原高校を舞台として研究を進めているところだ。

③支援学校高等部に希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。

④福祉事業型専攻科の実態を府教委として把握し、専攻科の設置を含めた移行期の支援教育や生涯学習のあり方について研究してください。

⑤早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、青年期にふさわしい教育を充実してください。

⑥知的障害支援学校高等部における職業教育偏重の押し付けをしないでください。

【基本回答】

③④⑤⑥ 平成20年7月1日の大阪府学校教育審議会の答申や、平成24年策定の「第4次大阪府障がい者計画」、平成25年5月策定の「大阪府教育振興基本計画」を継承し、平成30年3月に策定しました「大阪府教育振興基本計画後期事業計画」におきましても、教員の専門性向上、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援をすすめる等、一層の支援体制充実に向けて再度確認をしたところです。支援学校の高等部では、生徒の障がいの状況をふまえるのはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに応じて、各教科等で学

びを深めるとともに、社会人としての生活習慣や職業意識の確立、職業体験実習をはじめとした実践的な職業教育の充実など、自立に向けた取組みに努めているところです。さらに、障がいのある生徒の社会参加と自立を実現するため、平成29年度から国の委託事業である「教育課程改善事業」を2校のモデル校で取組みをすすめ、一人ひとりのニーズに応じた、支援学校高等部生徒の自立をめざす教育の充実を図ってまいります。なお、視覚支援学校、聴覚支援学校以外の府立支援学校に専攻科を設置する予定はございません。

【質疑】

○福祉型専攻科としてシュレオーテは2014年4月に開所した。青年期の豊かな体験は、以後の生きる力をつけるとともに豊かな人生の前提となる。

・福祉型専攻科の存在は承知している。進路の一つの選択肢として機能していることも承知している。府として一律に専攻科を設置することは困難。

○内面の育ちを豊かに広げていく教育を進め

てほしい。画一的な訓練偏重の教育を改めてほしい。

・決して職業教育に偏重しているわけではない。職業教育だけではなく、早期からのキャリア教育を進めているところだ。

○早く就労するという選択肢しかないのが実態ではないか。

・府としていま専攻科を設置する計画はない。

⑦「知的障害をもった生徒の受け入れ」にあたっては、本人の学習権と発達権を保障するために専門性を持った教職員の配置と教育条件の整備を行ってください。

【文書回答】

府立高校における知的障がいのある生徒の教育環境の整備については、平成18年度に「知的障がい生徒自立支援コース」と「共生推進教室」を府立高校に設置し、この間f大阪府教育振興基本計画」等により順次拡充して参りました。現在では、府立高校において自立支援推進校9校、共生推進校8校で取組みをすすめています。人的配置も含め条件整

備につきましては、コーディネーター、非常勤講師、学習サポーターを配置するなど、各校とも協議しながら必要な支援の充実に努めているところです。また、自立支援推進校・共生推進校の取組みの成果や課題を踏まえ、平成22年度より、「高等学校における支援教育推進フォーラム」を開催し、自立支援推進校・共生推進校の取組成果を発信するなど、高等

学校における支援教育の推進にも努めております。さらに、自立支援推進校・共生推進校の担当者を対象とした学習会を開催するなど、支援教育に係る専門性の向上にも努めているところです。今後とも、各校の状況把握に努めるとともに、生徒や保護者のニーズを受け止め、これらの取組みが一層充実するよう努めてまいります。

高等学校での知的障がいのある生徒の受け

入れは、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図ります。また、このカードの内容をもとにして、「個別的教育支援計画」を作成します。支援が必要な場合には、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」において介助員や学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援を図っているところです。

3. 安全・安心で適正な通学時間・通学距離を保障してください。

①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行をしてください。

【基本回答】

通学バスの民間委託化については、昭和 53 年度以降の増車分は、全車民間委託で対応しており、直営バスと同等の成果をあげていることや、他府県における実施状況からも十分対応できると判断し、平成 8 年度から、直営バス乗務員の退職にあわせて順次委託化を進めることとしており、平成 12 年度から競争入札を実施しております。

また、日頃から各学校において、乗務員やバス会社との情報共有をより密にするとともに、必要な連絡事項は、各学校の校長や支援教育課から、バス会社を通じて乗務員に伝達し、連携を図りながら、安全・安心な通学バス運行に努めております。

【質疑】

○地震発生時に学校との連携がしっかりとれていたのか。直営で安心して子どもを任せられるようにしてほしい。

・民間でも直営と同等な対応ができていると考えている。災害時など連絡がつかない状況の下でもどのように対応するかは緊急時マニュアルをあらためて整備し周知をしていくことにしている。

②適正規模の障害児学校を各地域に建設するとともに、スクールバスを増車し、自宅から 40 分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に 60 分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が 1 時間以上かかるコースのバスにはトイレを設置してください。

【基本回答】

従前より、知的障がい児童生徒数の増加に対応するため、新校整備をはじめ、必要な取組みを進めてきたところです。今後の児童生徒数の増加への対応については、平成 28 年度に大阪市立特別支援学校 12 校を大阪府に移管したことを受け、大阪府域を含む府内全域の支援学校の知約障がい児童生徒数の将来推計を実施し、平成 29 年度、の推計を踏まえ、1 府立支援学校における知的障がい児童生徒

【質疑】

○摂津支援小学部 1 年生の保護者。福祉圏域・生活圏域を異にするため、情報共有が困難。7 時 10 分に家を出て、学校に 8 時 50 分に到着する状況もある。なぜ近い支援学校に通えないのか。吹田支援学校があるのになぜかよえないのか。

○摂津支援中学部 3 年生の保護者。現在小中

の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定しました。通学バスの増車については、新校整備や在籍者数増に伴う乗車人数増加に対応するため、平成 30 年度は、12 台増車をしました。今後とも、通学バスの増車や効率的なコース編成等により、長時間乗車による児童生徒の負担軽減に向け取り組んでまいります。なお、トイレ付の車両の導入は予定しておりません。

高あわせて 300 人となった。通学時間が本当に負担。バス乗車時間だけで 1 時間を超えている。マイクロバスで、介助員乗車 1 人だけで負担も大きいと思う。プール参観に来てくれというお便りには 9 時 40 分までにプールの中にはいると言われるが、とても間に合う状況ではない。

③医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に通学できるようにしてください。

【基本回答】

医療的ケアの必要な児童・生徒の通学にあたっては、個々の児童生徒等の障がいの状況等に照らして、その安全性を考慮しながら、どのような対応ができるか、主治医、学校医

や学校配置の看護師等を含む学校関係者及び福祉部等とも連携し、慎重に検討しております。

④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。

【基本回答】

通学バスの経路設定にあたっては、乗車時間の短縮をかんがみ、幹線運行を原則とし、児童生徒の在籍状況や保護者のご意見を参考にしながら、毎年運行計画を見直しています。

なお、バスの大きさについては更新時や増車時等に学校の要望を踏まえ、対応しております。今後とも通学バスの円滑かつ安全な運行に努めてまいります。

⑤小型スクールバスの添乗員は、乗車する子どもの実態に合わせ、必要なコースは複数配置してください。

【基本回答】

毎年、通学バスを運行している全府立支援学校に対して、通学バスに関するヒアリングを実施し、運行経路や乗車する児童生徒の状況、次年度の乗車人数の見込み等、各学校の状況を踏まえながら、通学バスの増車や車両の大きさ、座席数等の仕様変更も含めた検討をしています。通学バス乗務員については、

大型バス、中型バスは運転手を含む3人で運行し、小型バスは運転手を含む2人で運行しています。小型バスの乗務員を増員することは、車内スペースや乗車定員の関係から困難です。今後とも、各学校・支援教育課・バス会社と連携を図りながら、安全・安心な通学バス運行に努めております。

4. より豊かで安全な学校給食を子どもたちに保障してください。

①障害児学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。

【基本回答】

府立支援学校における給食調理業務につきましては、在籍する児童生徒の障がいの重度化・重複化に伴い、その内容も多様化している状況にあります。これらに、より適切に対応するため、障がいの状況に応じた段階食(刻み食・ペースト食など)や、多様なメニューの提供が行えるよう、調理時に集中的な人員配置を行うなど柔軟な体制をとり、効果的・効率的な運営を行うことが必要であり、学校給食の充実を図るためにも、民間の活力を導入

していきたいと考えています。なお、府立支援学校の給食調理業務の民間委託化にあたっては、おいしさや安全面・安心面はもとより、委託業者に対して、衛生管理の徹底及び障がい者理解のための研修を十分に行い、安全かつ効果的な運営が図られるよう努めております。また、現在、民間委託が行われている支援学校においても、学校からの要請に応じて適宜受託業者と話し合いの場をもつなど、学校給食の充実に努めているところです。

【質疑】

○給食は教育の一環。民間委託ではやめてほ

しい。

②府立支援学校の新たな民間委託化を中止し、民間委託化の是非について客観的・専門的な検証を行ってください。

【基本回答】

府立支援学校における給食調理業務につきましては、障がいの状況に応じた段階食や多様なメニューの提供が行えるよう調理時に集中的な人員配置を行うことなど柔軟な体制に

よる運営により学校給食の充実を図るため民間委託を実施しております。今後も、すでに民間委託を行っている支援学校の学校長を通じ、ご意見をお聞きし、必要な対応をおこな

っていきます。

【質疑】

- 客観的な検証を行う必要がある。
 - ・業務評価を年二回、巡回して各学校の状況を把握させていただいている。
- 内容は公表しているのか。

- ・公表は行っていない。
- 内容公表も含め対応策について持ち帰って検討していただきたい。
- ・了解した。

③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。

【基本回答】

府立支援学校の厨房の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しております。府の財政状況は

依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

【質疑】

- ・空調設備の設置は行わないといけないと認識している。順次できるだけ早く設置して

いけるように努力していきたい。

5. 医療的ケアの必要な子どもたちの教育保障を充実してください。

- ①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる障害児学校においては、府独自に看護師を配置してください。希望する医療的ケアが必要な児童が知的障害支援学校に入学できるようにしてください。
- ②府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配置してください。当面、臨時技師（看護師）の賃金等の待遇改善を早急に行ってください。
- ③泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、学校に配置されている看護師の泊を伴う行事への付添を可能にしてください。

【基本回答】

①②③ 看護師の配置にあたりましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」による教員の定数を活用しています。平成30年度は1～5人の教員定数枠を活用し、各校40～200時間内で19校に特別非常勤講師として看護師を配置しています。今年度についても、学校のニーズに応じて、臨時技師として、10校に常勤の看護師を配置しています。また、

国の切れ目ない支援体制整備充実事業を活用した、高度医療サポート看護師を4校へ各1人ずつ配置しております。正規の学校職員として、看護師配置を可能とする制度改正について、国への要望は引き続き行っておりま。泊を伴う行事への看護師の付き添いに関しましては、各学校からの要望を十分精査し、必要な学校に必要な人数の看護師を配置しております。なお、臨時技師（看護師）の泊を伴う行事への付き添いは可能です。

【質疑】

- 看護師配置は教員定数枠を崩さずに配置してほしい。給与が低いために配置された看護師がいつせいに辞めた学校もある。待遇改善を行ってほしい。
- ・府としても課題として受け止めている。通学支援については安全を担保しながらどのように対応していくかについて、福祉部と

いっしょに協議を進めている。府独自で新たに看護師の定数枠を設けることは困難。定数改善については、国に粘り強く働きかけていきたい。泊行事については国の事業の委託を受けて、検討を進めているところ。医師に泊行事に同行いただくことも研究している。

6. 「府移管」に伴い低下した旧大阪市立特別支援学校の教育条件をただちに改善してください。「教育条件を低下させない」と強行した「府移管」の検証を責任をもって行ってください。大阪市の進んだ教育条件を、府立支援学校全体に拡充させてください。

①中央聴覚支援学校、北視覚支援学校の「早期教育」を継続・発展させてください。

【文書回答】

幼稚園への入園資格は、学校教育法第26条に「幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする」と規定されています。聴覚支援学校、視覚支援学校において大阪府独自の制度化を行うことは困難ですので、ご理解願います。幼稚園入学前の聴覚や視覚に障がいのあ

る乳幼児の支援として、教育相談というかたちで、各校において早期教育相談を実施していますが、これについては、聴覚障がい教育、視覚障がい教育のセンター的役割として、地域と連携しながら、乳幼児の支援にも対応してまいります。

②中央聴覚支援学校、北視覚支援学校の寄宿舎教育を継続・発展させてください。大阪府立中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。

【基本回答】

中央聴覚支援学校、大阪北視覚支援学校に設置している寄宿舎については、今後も入舎

状況や児童生徒のニーズ、施設の状況を踏まえて検討していく予定です

【質疑】

○大阪市立の時は柔軟な対応が可能であった。府に移管されて、通学一時間以上かつ4泊利用の人が対象について厳密に適用され、入舎をあきらめる人が出ている。利用したくても利用できない人がたくさん生まれている。現在の寄宿舎の正規職員の平均年齢は51歳になった。ニーズがないのではなく寄宿舎をつぶそうという意図があるのではないか。
・市立の時代から入舎基準は変わっていない。自立にふさわしい力をつけていくというこ

とは基本的には学校教育の中で行われるべきと考える。

○通学を時間だけで考えないでほしい。寄宿舎も学校教育だ。

・実態については話としてはうかがっていた。入舎基準は変わっていない。生活体験は家庭の役割だ。

○困難が生じた場合は個々のケースに応じて対応すべきではないか。

・体験入舎は実施している。

③光陽支援学校病弱部門（通学籍）を継続・発展させてください。

【文書回答】

病弱教育の在り方については、今後の在籍状

況やニーズを踏まえて検討してまいります。

④肢体不自由校において、実態に見合った教員（「実習助手」を含む）の配置を行ってください。

【文書回答】

大阪市では、児童生徒の移動や日常生活等の訓練補助を行う日常生活訓練助手を大阪市の単独事業として配置していましたが、平成27年度にこれらを実習助手に職種変更して配置していましたが、支援学校の教職員の配置につきましては、法令に基づき、学級数に応じて措置するほか、障がいの重度重複化への対

応や、障がいの種別に応じた訓練指導の充実などを図るためなど、それぞれの学校の状況を踏まえて、教員の加配措置を行っております。今後とも、支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で、適正な教員配置に努めてまいります。

⑤大阪府が実施している、医療的ケアの必要な児童・生徒の通学保障（看護師付きタクシーの利用）を維持するとともに、この制度を府内全域に拡充させてください。

【文書回答】

基礎自治体である市町村が通学の支援をしているものであり、現在のところ、府単独で介護タクシー等を実施する計画はありません。

大阪府在住の方を対象とした市の独自事業として大阪府において、平成30年度も継続して実施すると把握しております。

⑥歯科衛生士による歯磨き指導・フッ化物塗布の事業や、保健師、助産師による性教育の無料派

遣を復活させてください。

【文書回答】

ご要望にある各事業等については大阪府では同様の事業を行っておりません。引き続き、学校の裁量で学校歯科医等により歯みがき指導等を実施してまいります。また、府立支援学校においては、児童生徒の障がいの状況を踏まえて、各学校・各学部で発達段階に応じた性に関する指導を進めています。大学と連

携して、障がいのある生徒のための指導の研究を行い、報告書をまとめるなどの取組みを行った学校があり、その成果は広く支援学校等において共有しているところです。性に関する指導の実施については、それぞれ各学校の裁量で行っていただいております。

⑦学校図書館の整備費用、点字教科書等の購入費用など、学校予算を大幅に増額してください。

【文書回答】

学校図書館図書の整備費用については、学校配当予算の中で図書費として府の基準額で算入しております。なお、昨年度より、支援学校の図書充実を目的とし、施設財務課所管の学校管理費予算の範囲において、1校あたり

の基準額を増額しております。点字教科書・指導書の購入費用については、学校運営に支障が生じないよう必要な予算の確保に努めてまいります。

7. 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校(聴覚支援学校)の教育環境の拡充を図ってください。

①障害児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的・機械的・画一的な人事異動を行わないでください。聾学校(聴覚特別支援学校)においては、聴覚障害(ろう)児対応だけではなく、聴覚障害者(ろう)の保護者のことも含めて、手話のできる教職員あるいは、手話通訳士または大阪府登録手話通訳者を配置するなど配慮を行ってください。

【基本回答】

府立学校の教員人事は、府立学校人事取扱要領に基づき、校長具申をもとに、教員の専門性等を考慮して行っています。これまで、保護者対象の校内研修等において手話通訳士などの派遣を行っています。また、手話言語

条例の制定に伴い、手話を習得できる機会の確保を図るために、平成29年度より教職員を対象にした「手話講座」を開催し、教職員の専門性の向上にむけた取り組みを進めているところです。

【質疑】

○埼玉県大宮聴覚支援学校の中に、ろう者のコーディネーターが配置されている。聞こえる親も聞こえない親もいる。聞こえる教員もいるし聞こえない教員もいる。埼玉では手話通訳者が配置され、それら相互のコミュニケーション保障を図っている。

・埼玉県の事例は承知している。大阪ではまずは教職員の専門性の向上にむけて取り組

んでいる。手話通訳は校内研修などの場面で配置している。

○手話言語条例は、広く府民に手話を広げること、聴覚障害者の社会参加を進めていくことを目的としている。聴覚障害を持つ教員が聴覚障害児教育にかかわれるよう配慮してほしい。

②聾学校(聴覚特別支援学校)の施設・設備の改修を進めてください。特に聾学校(大阪府立中央聴覚支援学校)幼稚部、寄宿舎の改修・増築を行ってください。

【基本回答】

中央聴覚支援学校施設の改修につきましては、平成28年度からの3年間で行っている施設・設備の劣化度調査を実施し、その結果をもとに個々の施設の状況を見極めて、中長期

保全及び修繕実施計画的を策定することとしています。また、寄宿舎の改修・増築については、今後も、入舎状況や児童生徒のニーズ、施設の状況を踏まえて検討していく予定です。

【質疑】

○中央聴覚支援学校の寄宿舎については、さきの地震で天井の一部が落ちたと聞いている。早急に対応していただきたい。

・天井中央のステンレス製のものがはがれた。業者に検分してもらい見積もりをとった結果、これまで配当している予算で対応可能

となった。速やかに修繕できたものと考えている。

- ③聾学校(聴覚特別支援学校)のスポーツ(クラブ)活動に、デフリンピック経験者および関係者を指導者として招くなど、スポーツ環境の強化を図ってください。

【基本回答】

教科学習や部活動等、外部指導者の活用については、全ての支援学校において活用できる「大阪府学校支援人材バンク」により対応しております。聴覚支援学校から手話のでき

る指導員等の希望があった場合は、引き続き、学校からの要請に応じて適切に対応してまいります。

【質疑】

○昨年トルコのサムスンでデフリンピックが行われた。スポーツ庁長官も視察をした。アスリートとの出会いや交流の場を設けてほ

しい。

・ご要望を参考にさせていただきながら教育条件の改善に努めてまいります。

- ④大阪府手話言語条例に基づき実施されている、乳幼児期手話獲得支援事業「こめっこ」は当事者団体と行政が連携して実施する手話言語条例関連事業としては全国でも例がなく、先駆的な事業ですが、日本財団からの助成だけでは長期的な事業実施が望めません。現在の事業内容を継続・発展させることができるよう、早急に事業予算を確保してください。

【基本回答】

お示しの「こめっこ」については、手話言語条例検討部会における部会長提言を受け、部会長の実践や研究をベースに、部会長の協力も得て展開しており、府と大阪聴力障害者協会との協定はもとより、関係機関とのネットワークによる連携も得ているところ。これらを踏まえ、今年からは、新たにネットワークの連携も活かし、「聴覚に障がいのある子ど

もと保護者の相談支援ネットワーク事業」を、府としてスタートさせたところであり、とりわけ、府から大阪聴力障害者協会に委託している、関係機関に出向いて実施する、乳幼児のみを対象とした、「BABY こめっこ」については、お示しの本事業の継続・発展の観点からも大きな期待を寄せられているところであり、引き続き、積極的な連携をお願いする。

【質疑】

○日本財団の助成金は長くても3年が期限と考えている。全国的にも例がないこめっこ事業を長期的に継続していくために、大阪府として予算をきちんと確保してほしい。

・もともと事業立ち上げ時には府としても予算化を予定していたが、事業の内容に着目し

て日本財団が助成の申し入れをした経緯がある。聴覚障害児の未来のための取り組みとして、の成果をネットワークの中で生かしていけるよう、努力しているところだ。今年度予算を確保し、事業のノウハウをネットワークで継承していけるよう努めていただきたい。

8. 小・中学校における障害児学級の在籍者数が大幅な増加傾向にあり、障害が重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

- ①障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、障害児学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置(介助員制度等)に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

ア) 学級編制基準が同じ複式学級同様、2学年で学級を設置するよう文部科学省に要望してください。

イ) 障害児学級の編制基準の改善を文部科学省に要望するとともに、府独自でも改善し、1学級の定数を大幅に引き下げてください。

ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

エ) 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。

オ) 小学校入学の保護者に対し、遅くとも前年度 11 月までに支援学級への在籍希望の返答が求められますが、この時期以降に支援学級籍が必要と判断された児童も、入学後は支援学級に入学できるようにしてください。

【基本回答】

府教育庁においては、小・中学校の支援教育の充実を図るため、支援学級の増設置に努めてきたところです。今年度は、障がい種別による学級設置をより一層すすめて、政令市を除き、昨年度に比べ、小学校で 214 学級、中学校で 60 学級、合計 274 学級の増設置を行いました。

市町村の独自措置として行われている介助員制度等に見合った教員増は制度上困難ですが、障がいの重度化・多様化を踏まえ、引き続き

【質疑】

○吹田市のある学校では、20 人前後の生徒が 35 人に増えたにもかかわらず、支援級付きの職員は減らされた。早急に対応していただきたい。

・ 個別の事情をお聞きさせていただく

○大東市の実態。一人の教員が 8 人まで対応することになっているが、高学年になると外国語などの授業も入ってくる。社会科では抽象的な表現も増え、理解が難しい状況。原学級での授業についていけないのに、入り込みもできない状況。一人学級も認めてほしい。

・ 自閉症・情緒障害学級在籍車の中には通級指導教室があればそこで対応できる子供さんもいると認識している。教育庁としては多様な学びの場が保障されるべきと考えている。支援学級・通級指導教室の増設置について努力していきたい。一人学級は設置することが

障がい種別による学級設置を促進し、国に対しても人的措置等の条件整備について要望してまいります。支援学級の設置につきましては、学校教育法第 81 条の趣旨及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に則り、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じて学級編制を行う観点から、今後とも市町村教育委員会と連携し、一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切な学級設置の促進に努めてまいります。

できる。学級編成権は市町村教育委員会にある。

○市町村にかえると、転勤などで生徒がいなくなる場合を想定して設置を渋るのが現状

・ 年度途中の入級については、最終的には市町村教育委員会の判断となる。府はだめといっているのではない。学級編成権は市町村に移っており市の判断となる。若い先生が増えている、講師の先生が支援学級を持っている、などの不安定な実態がある。

○ 年度途中の転校などの個別の事案について必要な時は府教育庁とも相談させていただきたいがどうか。

・ まずは市町村教育委員会とお話しいただきたい。その上で府教育庁としてお話を伺うことはできる。

②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。

【基本回答】

公立小・中学校の施設整備については、学校設置者である市町村の責任と負担において実施することになっております。大阪府教育庁といたしましては、小・中学校におけるエレベーターの設置については、障がいのある児童・生徒がともに学ぶことのできる学習環境を確保するうえで重要であると考えており、

これまでも学校の設置者である市町村に働きかけてきたところです。今後とも、良好な教育環境の確保・整備のために、各市町村に対しまして、国の「学校施設環境改善交付金」制度を有効に活用し、計画的にエレベーターの設置を進めるよう働きかけてまいります。

③障害児教育の専門性や継続性を尊重してください。

ア) 教員採用選考に障害児学級採用枠を設けるよう検討してください。

イ) 希望する場合は障害児学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。

ウ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。

エ) 交流人事で支援学校から小中学校に移動する場合、支援学級担任として専門性を発揮できる

よう市町村教育委員会・学校長に働きかけてください。

【基本回答】

教員の採用については、校種等を単位として、選考を実施しているところです。小中学校における教職員の人事異動につきましては、必要な人材を学校の実情に応じて配置できるよう、人事基本方針及び人事取扱要領を定め、

【質疑】

○支援学級担任が、講師などにゆだねられている状況がある。

・講師率は、小学校6.5% 中学校11%となっている。支援学級の講師率は、カウントしていない。各学校の公務分掌については学校で適切におこなっていただいている。継続

市町村教育委員会との連携のもと、計画的に行っているところです。各学校における担任等の校務分掌につきましては、当該校の実情に応じて決定しているところです。

性・専門性を確保できるよう、各学校を指導しているところ。

○支援学級の講師率についてはきちんと把握すべき。この件については継続して話し合っ

てほしい。
・了解した。

④学校教育法施行令が一部改正されましたが、子どもたちに保障されるべき教育課程や教育条件が変わったわけではありません。支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでも、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。

【基本回答】

小・中学校においては、重度・重複障がいのある児童生徒や医療的ケア等を要する児童生徒の在籍が増加しており、介助や訓練・医療的ケアに多様な人材や専門家が必要となっています。府教育庁としては、府内の小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対する教育条件の整備を一層図るため、看護師配置を行う市町村に対して財政的支援を行う「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を平成18年度から実施しており、平成29年度は28市町131校に看護師が配置されました。また、小・中学校の支援教育の充実を図るため、障がい種別による支援学級の設置をすすめ、政令市を除き、今年度は昨年

度に比べ274学級の増設置を行ったところです。通級指導教室におきましては、政令市を除き、昨年度に比べ29教室増設置し、今年度は小・中・義務教育学校合わせて235教室を設置しています。支援学級はもとより、通級指導教室、通常の学級における指導・支援の充実につきましては、今後とも市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用及び指導方法の工夫改善等を図るとともに、条件整備に向け、市町村への財政的支援が一層充実されるよう、国に対して引き続き要望していきます。

⑤就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は3年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、『学びの場』を固定なものとせず、『発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟』にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

【基本回答】

平成25年9月、学校教育法施行令の一部が改正され、小・中学校から支援学校への転学又は支援学校から小・中学校への転学事由については、これまでの「障がいの状態の変化」によるものの他に、「教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、その他の事情」が追加されました。府教育庁では、平成26年3月に作成した「障がいのある子どものより良い就学に向けて〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉」を活

【質疑】

用し、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、子どもにとってより良い学びの場の変更という観点で、双方向の転学ができることを示すとともに、柔軟な対応について、関係者の共通理解が重要であると市町村教育委員会に指導しています。今後とも、市町村教育委員会と連携し、転学に関する法改正の趣旨が保護者や教職員に周知されるよう、努めてまいります。

○35人学級を保障してほしい。机がA4仕様になり、居場所の確保が困難となっている。
・通級指導教室の充実を図ることで、その利用者は通常学級籍としてカウントできることから原学級の人数が膨らむことへの対応も可能となる。

○国に対して要望している内容は何か。
・定数の引き下げを要望している。

○府下11の市町村で総数で35人学級となるよう対応を行っている。大阪府としていつまでも市町村任せにしていけないのではないか。

⑥障害児学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。

【基本回答】

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り行われています。なお、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育環境整備がすすめられるよう、国に要望していると

ころです。なお、支援学級の増加分に相当する担任外の教員定数についても、府の配分方針のとおり増配置してきているところです。今後とも、各学校の状況等を把握しながら適切な対応に努めてまいります。

⑦政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。泊を伴う行事に、いつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。

【基本回答】

大阪府では、小・中学校に医療的ケアが必要な児童生徒が多数在籍している状況をふまえ、看護師を配置する市町村に対して、経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を全市町村を対象に実施しています。また、今年度より、学校看護師の定着支援や医療的ケアが必要な児童生徒の転入学に伴う施設整備等に対する補助を行う「市町村医療的ケア実施体制サポート事業」を新たに

実施しています。看護師の配置等に関することは、設置者である市町村の判断となることから、今後とも、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して小・中学校へ就学し、校外学習等を含め安全な学校生活が送れるよう、実態に応じた看護師配置の促進や体制整備に努めるべく、各市町村教育委員会に対し、働きかけてまいります。

⑧中学校の支援学級について、教科担任制への対応などを含め、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育が受けられるように学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

【基本回答】

平成20年3月に改定された中学校学習指導要領解説総則編には、「特別支援学級は、中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要である。」ことが示されています。また、平成29年3月に公示された新たな中学校新学習指導要領では、各教科における指導計画の作成に当たって「障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」が

示されました。府教育庁では、生徒一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導、支援を行うために、学校全体の協力体制づくりをすすめるとともに、支援学級担任だけでなく、他の教員とも連携協力して、効果的な指導を行うことができるよう指導・助言を行っているところです。今後とも、中学校においても、一人ひとりの生徒に応じたきめ細かな教育が一層充実されるよう、取り組んでまいります。

9. 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

①30人以下学級の実現など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

【基本回答】

発達障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため、平成 25 年度より 2 年間、「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し、効果的な指導方法等の実践研究を進めてまいりました。その実践研究をとりまとめ、府ウェブページに掲載しております。また、毎年度研修会を実施し、研究成果の普及に努めています。支援学級はもとより、LD、ADHD 等の児童生徒を含め通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の指導については、学級担任任せにすることなく、学校全体で行うための校内体制づくり、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、指導方法等の工夫改善、さらに学校外か

らの支援のあり方や教育条件の整備等を進めていく必要があると考えています。平成 19 年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされています。それらを活用し、特別支援教育支援員として、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の学習活動をサポートする学習支援員を配置している市町村も年々増加しています。今後とも、府教育庁としては、市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、学習支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる事業財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望してまいります。

②通級指導教室を全ての小中学校及びすべての特別支援学校に設置してください。発達障害に起因する不登校の児童生徒が居場所として通級指導教室に通えるよう柔軟な対応を行ってください。

【基本回答】

LD、ADHD 等の支援の必要な児童・生徒の状況をふまえ、大阪府では、通級指導教室の増設に努めてきました。今年度は、政令市を除く小中学校合わせて 235 教室、府立聴覚支援学校の 3 校に開設しています。通級による指導については、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき行われています。不登校等の状況にある児童・生徒の通級によ

る指導については、社会生活や学校生活における適応の困難さや、不登校等の状況をふまえ、関係機関等とも連携し、教育相談をすすめながら行う必要があると考えます。通級による指導を必要とする児童生徒の実態をふまえ、今後とも、国の動向を見極めながら、通級による指導の充実に向けて努力していきます。

【質疑】

○たまたま通級指導教室のある中学校に進学できた場合はいいが、そうでない場合は教育にも支障をきたす。

・中学校への通級指導教室の設置については、府としても重要な課題であると認識している

③コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めていくことができる基盤を作ってください。

【基本回答】

文部科学省は、支援教育を推進するにあたり、全ての小・中学校に校内委員会を設置し、支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に位置づけるよう求めています。平成 19 年度から、府が所管する全ての市町村の小・中学校において、校内委員会が設置されるとともに、支援教育コーディネーターが

指名され、校務分掌に位置づけられています。支援教育の推進にあたっては、全教職員共通理解のもと、障がいのある児童生徒のニーズを学校全体で受け止め、一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな教育の充実など、学校全体の協力体制のもとに推進し、取り組まれるものと考えています。

④地域に根ざした「適正規模・適正配置」の障害児学校を増設してください。地域のセンター的役割を果たすために必要な人員配置をおこなってください。

【文書回答】

従前より、知的障がい児童生徒数の増加に対応するため、新校整備をはじめ、必要な取

組みを進めてきたところです。今後の児童生徒数の増加への対応については、平成 28 年度

に大阪市立特別支援学校 12 校を大阪府に移管したことを受け、大阪府域を含む府内全域の支援学校の知的障がい児童生徒数の将来推計を実施し、平成 29 年度、この推計を踏まえ、「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定したところです。センター的機能については、

地域支援リーディングスタッフが活動を円滑に行えるよう、その活動時間の一部を支援する非常勤講師の配置を行っております。平成 30 年度は、府立支援学校 44 校 1 分校に、1 校あたり平均 14 時間程度の非常勤講師を配置しています。

⑤チャレンジテスト、学力調査等、競争をあおるような教育をやめ、これまで通常の学級で学ぶことができていた障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されている状況を改めてください。

【基本回答】

学力や学習状況に関する調査については、その結果から、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握・分析し、その成果と課題に即した取組みを進めることで、確かな学力の育成に努めるよう指導しています。また、実施要領では、支援学校及び支援学級に在籍している生徒のうち、「下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒」や「知的障がい者であ

る生徒に対する教育を行う特別支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒」以外の生徒については、原則、調査対象となっており、調査対象となっている生徒が受けていない状況があれば、市町村教育委員会に対して、適切に実施するよう指導してまいります。

【質疑】

○内申点がつかないと高校受験ができないのでチャレンジテストを受けないといけないなどとコーディネーターが保護者に説明している学校もある。

・合理的配慮の提供は重要であると考えている。中学校は教科担任制を取っており生徒の状況をどのように共有していくかなどが課題となっている。

10. 「発達保障」の観点にたった適切な就学支援をおこなうために、府および市町村に就学支援委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助をしてください。

【基本回答】

障がいのある児童生徒の就学相談・支援については、平成 25 年 9 月に学校教育法施行令の一部改正により、市町村教育委員会は障がいの状態、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに見直されました。加えて市町村教育委員会には保護者及び本人の教育的ニーズや意見、教育学、医学、心理学等専門的知識を有する者の意見を聴取する機会の拡大が義務づけられていることから、市町村教育委員会が行う発達相談・教育相談は、市町村が主体性を持って行うものと考えています。市町村教育委員会

が行う就学相談・支援については、本人や保護者の意向を十分ふまえながら、子どもの状況等を把握し、教育指導上の観点を含めた総合的な見地から行われるよう、市町村教育委員会を指導しています。府教育庁としましては、所管する全ての市町村の小・中学校に設置されている校内委員会においても、児童生徒一人ひとりの障がいの状況やニーズに応じた教育の充実が図られるよう、各市町村教育委員会に対して引き続き指導・助言してまいります。

【質疑】

○府下市町村にきちんと設置されているのか。就学支援についての保護者の評価はどのように扱われているのか。

・各市町村の実情に応じて対応いただいてお

り、配慮していという市町村はないと認識している。アフターフォローについてもしっかりと行っていただけるよう市町村にお願いしていきたい。

＜障害児の放課後保障＞

11. 放課後等デイサービスについて以下の点を府として対策を講じてください。

- ①徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるように国に働きかけるとともに府としても対策を講じてください。また、送迎中も療育時間と認めるよう国に働きかけるとともに、大阪府独自で認めてください。

【基本回答】

放課後等デイサービスの利用にあたっては、自宅と事業所間の送迎に加え、平成24年度から一定の要件の下、学校と事業所間の送迎についても送迎加算が設定されており、報酬上一定の評価が行われているところですが、ご要望の徒歩や公共交通機関を利用した送迎については、送迎加算の対象とはなりません。障がい児通所支援に係る報酬につきましては、

【質疑】

○送迎の場面でも様々な支援を行っている。
○送迎中はヒヤリハットが起りやすい時間帯。教員との引継ぎについても大切な時間帯となっている。送迎中も療育時間として認めてほしい。政令市の中では認めているところもある。児童はなぜ対象とならないのかその理由を国に問い合わせているのか。
○徒歩・公共交通機関利用の際の支援についての報酬算定を国は考えていたようだが無くなってしまった。自立を妨げるような送迎は実施すべきでない。公共交通機関利用についても報酬算定されるよう国に働きかけてほしい。
・送迎加算については、国の専門官と送迎に

これまで支援の状況を踏まえた適切な報酬となるよう国へ要望等を行っております。

なお、放課後等デイサービス事業をはじめ、指定通所支援の報酬に関する判断は、厚生労働省の報酬告示及び関係の留意事項の通知に基づき行われるべきものであるため、大阪府独自の判断で認めることではありません。

についてお話をいただいたが、国は車の維持費としてしか位置付けていない。車の中で子どもへの対応、教員との引継ぎなどの必要性については認識をしているが、支援としてどのように評価できるのかについてまで掘り下げることができていないので、国に支援として評価してもらえよう、さらに実態について教えていただきながら努力をしていきたい。政令市の状況についても教えていただければ我々としても検討材料に加えていきたい。

○資料については改めて提示をしながら相談させていただきたい。

・了解した。

- ②利用人数に応じた出来高払いの報酬の在り方を見直し、安定した運営ができるように月額払いにするなど対策を講じるように国に働きかけてください。また、事務手続きがスムーズに行えるように、報酬の在り方を検討するよう国に働きかけてください。区分の導入への対応について各地域の実態を把握するとともに、報酬の減額により、子どもたちへの支援の低下につながることはないよう、問題点を系統的に把握し、その改善を国に働きかけてください。

【基本回答】

放課後等デイサービスをはじめとする児童発達支援において、安定した事業所運営は、支援の質の確保を担保するためにも重要であると認識しています。一方、支援の質を担保するという観点からは、その支援内容に応じて評価する加算措置は重要であり、府としては、支援の内容を評価する加算の創設等につ

【質疑】

○報酬改定によって質の改善どころか、質が低下するような内容となっている。子どもたちの区分をだれがどのように判定するのかを、各市町村に任せられている。点数方式で障害や支援の大変さを図ることはできない。

いても国に要望しているところです。また、今回の報酬改定で導入された区分の導入については、国も全国の自治体を対象にした平成30年度報酬改定の影響に関する調査結果をまとめるとしており、その調査結果も踏まえながら府内市町村の現状を把握してまいります。

また、日割り実績払いでは安定的な経営ができない。

○経営実態について厚生労働省も調査をすることを表明している。大阪府としても実態を把握するよう努力してほしい。

○標準区分については、もともと個人に張り付いている単価であるにもかかわらず、事業所に張り付くものとなっていることは、制度上の矛盾ではないのか。

○調査はいつまでをめどに行う予定か。実態をどのように把握しているのか

・5領域11項目の判定指標はもともとは大人の指標であって、子どもにそのまま引き当てるのはいかがなものかとの思いはある。国の調査はすでに返送されており、あとは集計作業ときいている。大阪府としては、市の対

応についてヒヤリングを行っていく予定だ。区分認定で収入が落ち込んでいるという事態については、来年度予算要望に間に合うよう整理をしていきたいと考えている。

○区分の認定については、市によって大きな格差が生じている。状況把握に努めていただきたい。把握した結果は私どもにも示していただきたい。

・一定取りまとまった時点で、皆さま方にもお示ししたい。

③保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、府としても対策を講じてください。

【基本回答】

障がい児支援の利用者負担は、負担能力に応じた負担となるよう、軽減策が講じられて

いるところであり、所得に応じた負担上限額が設定されているものです。

【質疑】

○遺産相続などの臨時的な収入が入ったために、負担上限が一気に引き上がるなどの事態が生じている。

な柱となっており、利用者負担軽減については困難な状況。幼児教育の無償化の動向についてもしっかりと動向を把握していきたい。

・事業支出をどう抑えるかが国の政策の大き

④主たる対象が「重症心身障害児」の放課後等デイサービス事業所では、事業所内の配置に加え、看護師や児童指導員の添乗が必要なため、専門職確保が困難であり、経済的負担も深刻です。人員配置の緩和を国に働きかけてください。

【基本回答】

主に重症心身障がい児を支援する指定障害児通所支援事業においては、看護師、児童指導員を「支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて1名以上配置」する必要があるとされています。要望の趣旨も踏まえ、重症

心身障がい児の特性に配慮するとともに、支援の質を落とすことなく、実態に即した基準になるよう、今後とも必要に応じて国へ要望してまいります。

12. 学校と事業所が必要な連携を図るため、支援学校及び校区の学校が事業者に行事予定表等を配布すること、個別支援計画が示す支援の内容を共有するための懇談等への参加を保障することなど、具体的な手立てを講じるよう、各校を指導してください。

【基本回答】

放課後等デイサービス事業を含む、教育と福祉の連携の一層の推進については、支援学校に周知しています。各支援学校では、児童・

生徒の情報に関しては保護者の同意のもと、必要な情報共有を事業所と図り、可能な範囲で対応させていただいております。

【質疑】

○実際の子どもの支援や不登校への対応など学校との連携が課題となっている。大雨での休校などの連絡などがスムーズに行くようにしてほしい。

だくなどの改善がみられるが、普通校との連携については課題が多い状況だ。

・支援学校については、ファックス・メール・ホームページなどで予定を公表しているところも増えてきている。

○予定表など支援学校からメール連絡をいた

13. 障害児が安心して利用できるプールやアスレチックなど活動できるスポーツ施設などを各地域に整備してください。各地域の既存の施設が障害児・者も利用しやすいよう対策を講じてください。また、学校のプール・体育館なども開放して利用できるようにしてください。

【基本回答】

(福祉部) 障がい者が地域の施設を利用するにあたっては、周囲の理解や配慮があることが大切です。本府では、障がいや障がい者に対する府民の皆様の関心と理解を深めるため、「障がい理解ハンドブックほんまおおきに!!ひろげようこころの輪」や「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」などを作成し、広く周知・普及を図っているところです。今後とも、市町村とも連携協力しながら、府民が障がい理解を深め、必要な配慮を考えることができるよう、様々な啓発活動を展開してまいります。大阪府では、ファインプラザ大阪や、稲スポーツセンターを運営し、これらにおける、各種スポーツ・文化教室などを行ってきたところです。また、府や市町村のス

【質疑】

- プールを利用する際、民間委託や指定管理など運営母体が変わった場合、管理が非常に厳しくなる状況がある。管理者が変わることで、合理的配慮についてきちんと伝えていくことが困難になってきている。
- ・事業者向けに理解促進のための啓発を進めていきたい。合理的配慮の不提供などの事案については広域相談員に相談いただければ対応を行っていく。

スポーツや文化活動の、「機会」や「場所」の情報提供を、府ホームページを通じて実施しております。今後も府内障がい者スポーツの促進を図って参ります。

(教育庁) 府立高等学校等体育施設開放事業として、府立学校 149 校の体育館やグラウンドなどの体育施設を開放し、地域スポーツの振興・充実に努めているところです。プールを一般に開放する際には、安全利用のための施設基準や事故を防止するための安全管理について、国がプールの安全標準指針で徹底した対応を求めていることから、一般に利用者だけで施設を使用する本事業では、プールを開放の対象としておりません。

ば対応を行っていく。

- 各市町村の市民プールがほとんどなくなっている。大きな子も水遊びができるようプールを開放してほしい。
- ・体育館など開放ができるところは開放させていただいている。プールについては開放の対象とはしていない。

<医療>

14. 重度障害者医療費助成制度を抜本的に拡充してください。

- ①重度障害者が健康を維持して日常生活や社会生活を送るために、経済的負担となっている負担上限額（月額3000円）を大幅に引き下げてください。

【基本回答】

重度障がい者医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、国において制度を創設するよう強く要望しています。一方で、国制度化がなされるまでは、府としてこの制度を継続する必要があると考えています。一部自己負担額については、本来、医療保険での自己負担が1~3割であるところを、福祉医療費助成制度の助成対象者については、1医

【質疑】

- 4月以降の担当課はどこか。
- ・地域生活支援課と障がい福祉企画課の共管となっている。
- 医療費負担は脳性麻痺夫婦二人で月12000円くらいかかっている。経済的にも大変な負担になっている。訪問リハビリ・通院

療機関あたりの負担額を1日500円以内に抑えて負担軽減を図りつつ、さらに複数の医療機関を受診した場合の月額上限額については、できる限り負担を増やさない形で3000円に設定しております。本府の厳しい財政状況などを踏まえつつ、本制度の助成対象者だけでなく、本制度を支えている多くの府民の皆様も念頭に置きながら、引き続き医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

リハビリ、歯科・皮膚科など様々な診療科の受診も必要としている。その上薬局での費用負担も必要となった。国保料も2万円を超えている。通院費などの実費負担もかさむ。

- ・障害者にとって非常に重要な制度であると

認識している。

- ②重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し暮らしに役立てているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について定期的に調査を行ってください。

【基本回答】

障がい者に対する支援については、重度障がい者医療費助成という側面のみを捉えるのではなく、相談支援・日常生活支援なども含め障がい者施策全体の中で総合的に勘案すべきと考えており、府としては、障がい者施策金体の着実な展開に活用するため、一昨年度「大阪府障がい者生活ニーズ実態調査」を実施

【質疑】

○調査を行ってほしい。窓口負担をゼロにしてほしい。

施したところでは、このたびの福祉医療費助成制度の再構築については、まずは実施主体の市町村を通じて、制度として円滑に定着させていくことが重要と考えています。今後、制度の定着状況を見極めつつ、調査の必要性も含めて研究してまいります。

・国の動向等を踏まえながら考えていきたい。

- ③今回、大阪府が方向づけた重度障害者医療費助成の改定内容について、自動償還払いの導入や、1医療機関あたりの負担上限の設定など、障害者への負担が急増しないよう必要な措置を講じてください。

【基本回答】

償還払いの手続き簡素化による障がい者の方々の負担軽減については、実施主体である市町村で対応すべき取組みとなりますが、府としても市町村・医師会等との調整などを通じて側面的に支援しているところです。具体的には、市町村における円滑な制度導入に向け、障がい者の方々の手続き面での負担を極力減らせるよう、自動償還の導入も含めた体制整備について、平成29年8月18日付で、障がい福祉室長、国民健康保険課長連名で、市町村障がい福祉主管課長、障がい者医療主管課長あて、依頼文を発出しました。また、昨年度、制度の再構築に伴う市町村でのシステ

【質疑】

○自動償還といっても実際に償還されるのは4カ月程度あとになり負担感が強い。
○自動償還への移行 システム改修費はどう

ム改修について補助を行い、自動償還を導入する市町村と導入しない市町村との間で補助上限額に差を設けることにより、市町村に自動償還の導入を促してきました。一つの医療機関の窓口での1ヶ月の支払額を3000円で止める件については、医師会等と調整し、ご協力をいただいています。ただし、医療機関等において、助成対象者の毎月の支払額を管理するためのレセプトコンピュータの改修や制度の定着に向けたさらなる広報・周知が必要となることから、引き続き医師会等に協力依頼していきます。

なるのか

・昨年度中にシステム改修することを要件としている。

- ④精神障害者の入院病床への制度適用について、早急に具体化を図ってください。

【基本回答】

精神病床への入院については、昨年度、精神医療の現場の専門家の意見や精神病床入院患者の入院実態などから、3か月限定での助成が望ましいとして検討を行ってきましたが、国の精神障がい者の地域移行促進の取組みとの整合性を担保する必要性があることや、期

間限定での助成の場合、転院等を含めた入院履歴を把握する仕組みがないことから、今回の再構築では助成対象外としたところです。今後、精神障がい者の地域移行を充実・強化しつつ、引き続き検討していきます。

- ⑤中軽度の障害者にも助成制度の対象にしてください。

【基本回答】

平成 28 年 2 月に公表された府と市町村が共同で設置した福祉医療費助成制度に関する研究会報告書を踏まえ、各団体や実施主体である市町村から意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成 29 年 2 月の府議会での議決を経て、市町村に対する補助制度の再構築が決定し、平成 30 年 4 月に新制度として運用を開始したところです。具体的には、府・市町村の厳しい財政状況のもと、対象者の拡充が

【質疑】

- 自立支援医療を利用している。薬代だけで 8000 円、治療費を合わせて 2 万円くらい必要。収入の一割が飛んでいってしまう。対象を拡大してほしい。より厳しい人というのをどのように考えているのか
- 3 級以下の人は年金額も低い。対象を三級

求められていたため、対象者の範囲を真に必要な方へ選択・集中することにより、持続可能性を高めることとし、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度となるよう、65 歳以上の重度以外の老人医療対象者は 3 年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者を新たに対象とし、年齢に関係なく重度障がい者医療として再構築しました。今後も、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

まで拡大してほしい。

- ・医療を受ける必要がある人は障害の軽重では測れないことはその通りだが、対象者の拡充について今考えるとはいえませんが、再構築に際しての影響等を踏まえつつ、生活全体の中で考えていきたい。

15. 障害者が入院する際の個室利用に際して、負担軽減制度（補助制度）を創設してください。

【基本回答】

差額ベッド料については、厚生労働省通知において、同意の確認を行っていない場合や治療上の必要により入院させる場合等は徴収してはならないとされています。

福祉医療費助成制度については、療養の給付

【質疑】

- 昨年暮れに誤食による腸閉塞で入院した。知的重度障害。保護者同伴で個室利用を命じられた。緊急手術となり入院が長期になった。完全看護だが保護者の付き添いが必要となった。やむなく応じざるを得なかった。長期入院のため個室利用が非常に高額にのぼった。今後も起こるかもしれない不安がある。とても対応しきれない。入院生活が家族などに過大な負担を求めないような仕組みを整えてほしい。

にかかると一部負担金部分を助成対象とする制度であり、特別の療養環境の提供として請求される差額ベッド料である自費部分については、福祉医療費助成制度の対象とすることは困難です。

- 入院機会が増えてきている。しかも長期間の入院となる。本人の状況の把握など、親がつき添うことによって情報を得るということは、治療に必要な入院と位置づけられるのではないかと。
- ICUから一般病棟に移ったときに、他の患者が怖がるから都の理由で 2～3 週間の入院が必要であるにもかかわらず退院を余儀なくされた。

16. 言語障害や筋緊張の強い脳性麻痺の人や、聴覚障害、視覚障害、自閉症をはじめとした発達障害のある人等、コミュニケーションに何らかの配慮が必要な人の場合、診察時間、治療時間が長時間に及ぶことが多く、医療機関の負担となっています。現在のところ、医療機関側の配慮によって成り立っている現状がありますが、このままでは、対応ができなくなる危険性もあり、憂慮している状況です。診察・治療時に一般の人と比べて時間や対応する人が必要な場合、安心して医療が受けられるように、医療点数の何らかの加算等が行われるよう国に要望してください。また、国の対応ができるまでの間、府として何らかの措置を講じるよう検討してください。

【基本回答】

本年 4 月 1 日に施行された改正障害者総合支援法により、重度の障がいのある方が入院される時にヘルパーの付き添いが可能となり

ました。重度の障がい者の入院に限らず、障がいのある患者等のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供するため、ホームヘルパ

一派遣等ができるよう、引き続き、国に対して要望してまいります。

17. 脳性麻痺の二次障害の頸椎症性頸髄症等の手術治療ができる医師や専門医療機関を大阪府内に確保するため、具体的な手立てを講じてください。

【基本回答】

本府におきましては、大阪府医療機関情報システムにより診療科別の対応医療機関をご案内しています。本日現在、「脳性麻痺二次障害（整形外科の二次障害）」の対応医療機関数は、193 医療機関となっております。府内の各保

健所に設置している医療相談窓口においては、障がい児者の医療に関する患者・家族や医療機関からの相談にも対応するとともに、必要に応じて医療機関に対する連絡や問合せを行っています。

【質疑】

○193 医療機関で二次障害への整形外科的対応が可能なのか。

・医療機関情報システムで、整形外科の二次障害への対応について検索した数だ。

18. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させてください。同時に、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。

【文書回答】

「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」は、障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、脳性麻痺や脊髄損傷の専門的な治療を行うことのできる医療機関のネットワークを平成 20 年 12 月に構築したもので、これまでもネットワークのポスター等の作成や地域医療ネットワーク推進事業協力医療機関についての共有情報を更新するなど、ホー

ムページを通じて周知してきたところです。また、本事業では、医療機関職員等に対する脊髄損傷者や脳性まひのある方への理解や知識を促進するための研修会を実施するなど、障がいのある方が身近な地域で安心して医療が受けられるよう普及啓発を進めているところです。今後も広く医療機関や府民に周知を図るよう努めてまいります。

19. 脳性麻痺やポリオ、脊髄損傷や頸髄損傷等の中途障害などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態を把握するため、在宅・福祉的就労・一般就労などの社会環境別に分けた実態調査を実施してください。

①幼少期や学齢期から自らの障害を正しくとらえて、二次障害への知識・認識を正しく持てるように学校や公的機関から、当事者や家族などに指導（アドバイス）できるシステムを創設してください。

【基本回答】

大阪府では、第 4 次大阪府障がい者計画を後期計画として改訂するにあたり、平成 28 年度に、地域生活や学ぶ、働くといった様々な生活場面ごとに、府内の障がい者の生活実態やニーズ等を把握する調査を実施しました。調査結果を踏まえ改訂した第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）に基づき、今後とも、障がい者をはじめとする、あらゆる府民、事業者、市町村など、さまざまな関係者とともに施策の推進に努めてまいります。大阪府では、在宅の障がい児等の地域における生活を支援するため、身近な地域で相談・療育指導等が受けられる機能の充実を図ること等を目的に

機関支援を行うため、障がい児等療育支援事業を実施しております。平成 30 年度には、本事業において、主として重症心身障がい児を支援する通所支援事業所に活用していただける支援ツールを策定する予定にしており、その中で、硬直や変形による機能低下等の二次障がいについても取り上げて、理解を広めてまいります。今後とも・障がい児者が幼少期から成人期まで、ライフステージに応じて適切な支援が受けられるよう、市町村と連携しながら、機関支援や人材育成等の取組みに努めてまいります。

②適切な時期に適切な治療が受けられるために、教育・医療・福祉・就労が連携した総合的な二次障害対策を制度として構築してください。

【基本回答】

（福祉部） 障がいのある方が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、地域医療ネットワーク推進事業において医療機関職員等に対する脊髄損傷や脳性まひのある方への理解や知識を促進するための研修会を実施しています。児童福祉法第19条第1項及び第2項では、「保健所長の役割」として、身体に障がいのある児童や疾病により長期にわたって療養を必要とする児童に対する診査・相談対応・必要な療育指導を行うことが明記されています。このうち、療育指導は、身体の機能に障がいのある児童又は機能障がいを招来する恐れのある児童を早期に発見し、医療に結び付けるために適切な指導を行い、その障がいの軽減及び二次障がいを予防することで、機能の維持・回復を図ることを目的としています。現在、大阪府では、公的機関である府内11か所の保健所において、当事者や家族に対する療育指導を通じて、適切な医療に結びつけるための取り組みを進めているところです。具体的には、保健師のコーディネートにより、主治医と連携しながら、専門医・理学療法士・言語聴覚士等の専門職種による療育相談や巡回・家庭訪問等の個別相談を行っているほか、専門職種に対する研修会を開催しています。さらに、重度心身障がい児や小児慢性特定疾病をもつ患児と保護者を対象とした学習会や交流会など、多方面にわたる集団支援を行っています。

（教育庁） 大阪府では、平成18年度から「支援教育地域支援整備事業」を実施しています。本事業では、府立支援学校44校1分校に支援教育推進の中核となる『地域支援リーディングスタッフ』を配置しています。地域支援リーディングスタッフは、市町村教育委員会や各学校園からの要請に応じ、当該校を訪問するなどして、教職員や本人・保護者に対し、適切な指導やアドバイスを行っています。また、府立支援学校では、障がいの重度・重複化、多

【質疑】

○二次障害をよく理解できずに個々で対応することが求められている。早い時期から将来を見通していけるよう教育現場で対応していただきたい。

・PT等においては現在の状況に応じた対応はしっかりできている。教員が専門的な知識を得ながら将来を見こして課題設定する必要があると考えている。教育現場で子どもの体のことを扱うことは重要な役割であり、教員の年齢構成において、ベテラン層の果たす役

様化に対応するため福祉医療関係の専門性を持った人材を活用できる「福祉医療関係人材活用事業」を通し、教育と福祉・医療の連携を進める取り組みを実施しています。本事業では、各校の必要に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士を配置し、これら福祉医療関係人材は、自立活動等において、それぞれの専門的見地から、教職員や本人・保護者に実技指導やアドバイスを行っています。府立高等学校では、支援学校のセンター的機能を活用した校内研修等を通して教職員の専門性を向上させるとともに、エキスパート支援員として臨床心理士など、専門的な知識を持つ支援員を全ての府立高等学校に配置し、直接、障がいのある生徒の心身のケアを行うほか、教員に対して障がいのある生徒の対応・支援のための助言やコンサルテーションを行っているところです。

（商工労働部） 在職中の障がい者の二次障がいの発症を防ぐためには、事業者が、医療機関からの助言に基づいて、雇用する障がい者の勤務時間や職場環境を見直す等の配慮を行うことが大切です。そのため、大阪府においては、広報媒体やセミナーなどを通じて、事業主に対して、障害者雇用促進法に規定されている雇用の分野における障がい者の差別禁止と「合理的配慮の提供義務」についての知識の普及、啓発に努めているところです。また、障がい者の雇用、就労を促進するためには関係部局が連携して取り組むことが重要であるとの考えの下、福祉部、商工労働部、教育庁の三部局連携ワーキング会議、国や府の支援制度、施策を紹介した雇用支援ガイドを作成、配布したり、企業を対象とした雇用セミナーを開催しております。商工労働部としては、今後とも、他部局と連携しながら、障がい者が、安心して長く働き続けることができるよう、事業主に対し引き続き啓発に努めてまいります。

割は大きいと考えている。

○二次障害対策は学齢期から一貫した対応が求められている。他機関他部局との連携についてどう考えるか。

・体の変形等への対応について学内でおこなっているところ。支援学校支援学級で教育支援計画の中でしっかり引き継いでいくことになる。移行支援計画を通して進路先に引き継ぐことになる。高等部についてはマッチング等に対応している。個別支援計画は71%の

作成率となっている。

○立ち続ける仕事など緊張度の高い姿勢が続く仕事に従事する中、転倒も多くなり、骨折をして退職して現在は放課後等デイサービスで働いている肢体障害者の事例。彼の目標はあと15年先の60歳まで働き続けること。そのために何が必要か。就労を維持できる体を保持することだ。合理的配慮を事業者に求めるために、具体的にどのような手立てを講じておられるのか。また、商工労働部としても医療と連携した対応が必要だと思うが、府としてはどのようにお考えか。

・合理的配慮については、雇用シリーズセミ

ナー6回、合理的配慮について3回、セミナーを行ってきた。障害特性・職場環境について、事業主・人事担当者にご理解いただくことがまず大切だと考えている。3部局連携について、昨年度から健康医療部にもご参加いただき、実質的には4部局体制をとって協議をさせていただいている。ほぼ月1回ペースで協議を進めている。

○産業医、労働安全コンサルタント、安全衛生委員会等との連携窓口を行政として設けることはできないのか

・商工労働部としては現状ではそれらの期間との連携は行えていない。

20. 大阪府に障害児者の医療に関わる相談窓口を設けてください。

【基本回答】

大阪急性期・総合医療センターでは、障がい者医療・リハビリテーション医療部門を設置しており、聴覚・言語障がい者の患者、またはご家族の方専用でFAXによる「医療相談」を行っています。また、府内の各保健所に設

【質疑】

○中度知的障害男性で、療育手帳B1所持でこだわりが強い。4年前健康診断で左目が0.1といわれ、眼科受診。白内障があることがわかった。障害のある人を手術してくれる病

院に置いている医療相談窓口において、障がい児者の医療に関する患者・家族や医療機関からの相談にも対応するとともに、必要に応じて医療機関に対する問合せや助言等を行っているところ。

院を知らないといわれた。10万円を超える負担になった。

・原則として医師法に基づき患者を断ることができないことになっている。

21. 医療機関において、聴覚障害者（ろうあ高齢者等）が安心して治療・入院が受けられるよう、府下の各医療機関（民間）に手話通訳者の設置、手話ができる看護師、相談員などが配置できるよう働きかけてください。また、手話研修のための費用を大阪府として補助してください。

【基本回答】

手話研修のための費用に対する府としての補助については、手話研修の開催などを機能として併せ持つ聴覚障害者情報提供施設の運営費補助について、平成28年度、平成29年度においては、32,017千円、それぞれ交付し、また、平成30年度においても、32,017千円の予算を確保しているところです。さらに、これらの補助金の交付等に当たっては、通常の国基準よりも5,047千円（平成29年度実績）を追加して交付するよう、府が主体となって国と協議し、これまでの間追加交付を受けてきているところです。今年度におきましても、この補助金の活用を図っていただければ幸いです。障害・者差別解消法に基づき、平成28

【質疑】

○手話通訳者を設置してほしいということが

年1月に、合理的配慮の基本的な考え方等を含む厚生労働大臣発出の「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」を医療機関に対して周知し、適正な医療の提供に努めるよう意識付けを行ったところです。また、昨年度まで、平成27年3月に府が制定した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン第1版」を保健所が実施する立入検査等の機会を活用して情報提供を行っていましたが、本年3月にあらたに制定した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン第2版」についても、情報提供を行うなど、障がい者への適切な対応が確保されるよう努めてまいります。

基本。

22. ろう重複者や重度知的障害者の入院時の人的・財政的支援を行ってください。

- ①知的障害を持つ、ろう重複者が入院治療を必要とした時に病院から付き添いの条件を出される現状は以前と変わっていません。1週間位の入院でも24時間となると高額となり家族の負担は大変なものになります。家族も「付添い介護費用」が一部補償される保険に再加入する等の自己努力はされていますが、府としても対応策を講じてください。また、対応策について国に要望をしてください。
- ②入院時においても24時間の見守りが必要な重度知的障害児などに、介護人の配置等によるケアの提供が可能となるよう、必要な施策を講じてください。

【基本回答】

- ①② 本年4月1日に施行された改正障害者総合支援法により、高齢障がい者の方を対象に介護保険サービスの利用者負担軽減制度が設けられました。大阪府といたしましては、すべての医療機関において、障がいのある患者等のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供するため、ホームヘルパー派遣等ができるよう、引き続き、国に対して要望してまいります。

【質疑】

- 入院時の付き添いについて、昨年聴覚障がいをもつ重度知的障害者が入院した際に家政婦さんをお願いした。一日1万5千円。紹介手数料15%。月20日で545,000円を要した。今では付き添い特約のある民間保険を利用して年間23,000円に対応している。
- ・引き続き国に要望していく。
 - ・盲ろう者通訳介助事業の利用が可能。最寄りの意思疎通支援事業の窓口である市町村に相談していただきたい。

23. 障害児者へのインフルエンザ予防接種費用を府として補助してください。国に対して何らかの施策を講じるよう働きかけてください。

【基本回答】

予防接種は、現在、A類疾病として12種類、B類疾病として2種類が予防接種法で定める定期予防接種として各市町村において、公費負担（一部本人負担）で行われています。インフルエンザは、高齢者がかかると重症化しやすいと言われています。インフルエンザワクチンは、重症化の予防効果が認められていることから、65歳以上の方、又は60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方に対しては、接種の意義が大きいとして、定期の予防接種（B類）に位置づけられています。

予防接種は、感染症対策として最も有効な対策の一つであり、国民の生命と健康を守る重要な手段である一方、定期の予防接種と位置付けられた以外の予防接種については、任意接種（法定外）となり、万一、健康被害が発生した場合、予防接種法による救済の対象とはならないため、慎重な対応が必要と考えています。本府といたしましては、定期接種化における国の審議結果や方針等を注視していくとともに、引き続き、必要な予防接種については、早期に定期接種化を進めるよう、国に要望してまいります。

【質疑】

- 高齢者だけではなく障害者も体が弱くインフルエンザにかかりやすい。
- ・障害者の中には重症化しやすい方もいるが、障害の特性によりインフルエンザにかかりやすいという事情について詳しく教えてほしい。後日個別に話を聞かせてほしい。健康

被害が発生した場合、副反応による健康被害のリスクは付いて回る。任意接種の場合は行政の関与ができず、健康被害についてはワクチン製造メーカーが救済することになる。

24. 近畿大学附属病院が閉鎖されたことにより、南河内地域での障害児者の救急対応に支障が生じています。早急に受け入れ可能な病院を整備してください。

【基本回答】

近畿大学医学部附属病院につきましては、平成35年4月に堺市南区への移転を計画されておりますが、平成26年7月に本府、近畿

大学及び堺市の間で締結しました協定書においては、移転後も「引き続き南河内地域における基幹病院としての役割（とりわけ救急、

小児、周産期医療等)を果たす」とされ、引き続き、近畿大学医学部附属病院には、南河内

【質疑】

○障害者の救急対応はどうか。

・南河内圏域三次救急 府内16カ所に設置。南河内に隣接する地域で対応する。全域短くなると推定している。河内長野は少し遠くなる。現状では近大病院に引き続きにな

地域の救急医療も担う内容となっております。

っていただくこととしている。今後の状況に応じて検討していくことになる。分院の新設の計画変更となったが、跡地でも開院することが検討されている。

25. 大阪府医療機関情報システムにおいて、手話による対応の面で、手話通訳士および大阪府登録手話通訳者相当の資格を保有する医療機関の情報を開示してください。また、大阪府医療機関情報システムにおいては、2018年4月1日現在で「聴覚障がい者への配慮(手話による対応)」で111件となっていますが、「聴覚障がい者への配慮(施設内の情報の表示)」では275件とコミュニケーションの面でアクセスを妨げている状況を早急に改善してください。

【基本回答】

大阪府医療機関情報システムは、医療法第6条の3により、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を病院等が都道府県に報告し、医療法施行規則第1条の4により都道府県がその報告内容をインターネット等により公表するものです。医療法施行規則別表第1の規定に基づき、大阪府では「聴覚障がい者への配慮(手話による対応)」聴覚障がい者への配慮(施設内の情報の表示)」

の2項目について病院等に報告を求めている、手話通訳士及び大阪府登録手話通訳者相当の資格を保有する医療機関の情報は保有していません。なお、前述の2項目(「聴覚障がい者への配慮(手話による対応)」「聴覚障がい者への配慮(施設内の情報の表示)」)については、その結果を同システムにおいて公表しています。

<障害者福祉施策>

26. 高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう国に要望してください。あわせて府独自の救済策を講じてください。また、高次脳機能障害者を含む中途障害者の「生活のしづらさ」についての実態把握をすすめてください。

【基本回答】

利用者負担につきましては、大阪府においては、これまでも国に対し、低所得者層への負担軽減の措置など、制度改善を求めてきております。累次の制度改正を経て、現在では生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯における利用者負担は無料となっています。また、利用者負担の収入認定については、平成20年7月から、負担上限月額を判定するための所得区分認定を行う際には、それまでの世帯単位ではなく「本人と配偶者」のみの所得で判断することとされていますが、この「配偶者」については、民法第752条により扶助義務が課せられていることなどを考慮して、合算の対象とされているところです。障害者総合支援法に基づく障がい者支援制度が全ての障がい者にとって地域で安心して暮らすことができるものとなるよう、法の円滑かつ適正な運

用・推進を今後とも図ってまいりますとともに、利用者負担上限月額の適切な認定等について、市町村への助言を適宜行ってまいります。

大阪府では、第4次大阪府障がい者計画を後期計画として改訂するにあたり、平成28年度に、地域生活や学ぶ、働くといった様々な生活場面ごとに、府内の障がい者の生活実態やニーズ等を把握する調査を実施しました。調査結果を踏まえ改訂した第4次大阪府障がい者計画(後期計画)に基づき、今後とも、障がい者をはじめとする、あらゆる府民、事業者、市町村など、さまざまな関係者とともに施策の推進に努めてまいります。とりわけ、高次脳機能障がいについては、障がい者自立相談支援センターや障がい者自立センターにおける日頃の業務等において、様々なご意見やご

相談等をいただいています。両センターにおける相談では、高次脳機能障がい者の方々の日々の生活での困りごとなどについてのご相

【質疑】

- 中途障害者のご家庭にとっては、利用者負担が大変大きく響いてしまう。
- ・中途障害の方の費用負担は、本人・配偶者が徴収対象となることから、負担が大きくなる実態があること、利用控えが発生しやすくなる状況があることは認識している。しかしそのことに対して府として救済策を講じることは困難だ。
- 障がい者自立センターで利用負担を理由として利用できないといわれた実体はないの

27. グループホーム制度を拡充してください。

【グループホームに関する全体質疑】

- 小規模のグループホームだからこそ、利用者の入院時などに大きな影響を被ることになる。
- 国の設備整備の希望施設、採択件数はどうなっているのか。
- ・施設整備について、6月22日の時点での内示決定は大阪全体で2件。一件はグループホーム、もう一件は地域生活支援拠点となっている。大阪府の補正予算を獲得できるよう頑張っていきたいが、協議件数をすべて拾うこと困難。審査会を設けて順位付けを行い上から採択していくこととしている。昨年の補正予算では、グループホーム3件で、スプリンクラー設置と防犯に関する改修として措置した。
- 建設整備にかかる経費がかさんでしまい、月々の利用料が9万円を超えるグループホームも出てきている。
- 日中サービス支援型グループホームに移行した施設は何カ所あるのか。日中支援加算を拡充してほしい。土日の対応に欠かせない。また平日の利用は、月あたり支援3日目からしかつかないのは問題だ。
- ・日中支援加算については重要であると考えており祖の拡充について国に要望していきたい。日中支援型グループホームは府所管の自治体においてはゼロとなっている。
- 高齢化・重度化しているグループホームにとって、通院介護の拡充が欠かせない。私の勤務する法人10カ所のグループホームで

談もあり、それらを通じて実態把握に努めているところ。今後も様々な機会を通じて実態把握に努めてまいります。

か。

- ・手元に資料がないので持ち帰る。
- 利用者負担全般ではなく中途障害に特化した救済策について考えてほしい。
- 障がい者自立センターでは利用料が払えない人をうけいれられるか
- ・門前払いをすることはない。個別に相談をさせていただいている。状況については利用をあきらめた人の状況も含めて後日資料提供したい。

は、年間419回の通院のうち252回は施設やグループホーム職員がつき添わなければならなかった。基本的にグループホームで対応せよという原則について見直さないと対応しきれない状況がある。府として通院対応の実態を把握してほしい。

- 息子30歳で行動障害がある。しゃべれないけど字が読める。通院介護10時間いただいているが様々な診療科を9時間30分で利用できる見通しは持てているが、2回上限があるため母がついて通院している。待てない子なので、支払いや調薬を待たずに飛び出してしまうこともある。
- ・通院介助について、月二回の基準は国の事務連絡で示された。実態として施設職員や保護者に負担がかかっている状況については改善すべきと考えており、事務連絡の改善について国に要望していきたい。
- 通院に関する調査を行うことはできないのか。
- ・市町村を訪ねた時などの機会をとらえて実態について把握をしてまいりたい。
- グループホームは暮らしの場の選択肢としても重要な役割を果たしている。団体の立場からもグループホームでの支援の実態については様々にお示ししていきたい。
- 移動支援の実態について各市の実態を把握して団体に示してほしい。
- ・了解した。

- ①生活の場での事業において、日割り報酬ではなく、月額での報酬にしてください。また、加算ではなく、基本報酬を上げてください。

【基本回答】

日割り実績払いは、利用したサービスの量に応じた負担の公平化を図る観点から導入がなされたところです。グループホームは、障がい者の地域生活への移行や地域生活支援拠点等の整備において中心的な役割が期待されており、重度化・高齢化に対応した支援が地域で安定的に行えるよう、必要な改善等を、引き続き国に要望してまいります。福祉・介

護職員の処遇改善については、これまでも国に対し必要な要望を行ってきたところであり、平成 24 年 4 月から福祉・介護職員処遇改善加算が創設されるとともに、平成 27 年 4 月及び平成 29 年 4 月の報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算の更なる上乘せが行われました。

②「日中支援加算」については、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算対象となるように働きかけてください。

【基本回答】

平成 21 年 4 月、利用者が心身の状況等により、日中のサービスを利用できない場合に支援を行った場合には、日中支援加算が創設されました。加えて、平成 26 年 4 月には、日中支援加算(1)として、高齢者や重度障がい者であって、日中を住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対し、支援を行った場合に算定ができることとなりました。

平成 27 年 4 月の制度改正により、日中支援加算の見直しがさらに行われ、日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者への支援として、算定対象となる日中活動が拡大されました。グループホームにおける休日の日中活動に係る報酬の加算の追加については、国に対し要望しているところであり、引き続き要望してまいります。

③グループホーム入居者の通院介助については、月 2 回以上必要な人にも利用できるようにしてください。

【基本回答】

グループホーム利用者の通院等介助につきましては、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますが、一定の慢性疾患の利用者で、定期的な通院が必要であり、・世話人等が個別に対応することが困難な場合、通院等介助を利用する

ことが認められているところです。なお、現在グループホームにおける「通院等介助」の対象回数は、月 2 回を限度とされているところですが、利用の拡充に係る報酬を算定できるよう、引き続き国に対し要望してまいります。

④グループホーム内での個別でのヘルパー利用について、3 年の経過措置ではなく、必要な人には、利用し続けられるようにしてください。

【基本回答】

グループホームにおいて認められている重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者であって、区分 4 以上に該当する者等が個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例につ

いては、恒久的な制度とするよう国に対し要望しているところであり、今後とも引き続き要望してまいります。

⑤新たに設けられた日中サービス支援型グループホームについては、重度の利用者を支援するには問題点があるので、報酬制度を再度見直してください。

【基本回答】

日中サービス支援型共同生活援助は、本年 4 月の報酬改定により創設された新たな類型であり、まだ運用の実績がないため、今後の

指定申請の状況及び指定後の運用状況を注視するとともに、必要に応じて国へ要望するなどの対応を行ってまいります。

⑥移動支援や通院介助の回数や時間等、地域によって差が出ています。大阪府として、各市町村のサービス状況調査をしてください。そして、地域によっての格差をなくす為の方策を講じてください。

【基本回答】

移動支援事業については、障害者総合支援法に基づき、市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられています。移動支援事業の内容については、国が定める地域生活支援事業実施要綱により「移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する」と規定されるとともに、市町村において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に実施できるとされています。府としては、移動支援事業の市町村の取扱い状況も踏まえ、可能な限り市町村間で相違が生じることを避けるため、平成 24 年 3 月に、「移動支援事業に係る運用の考え方」を、政令市を除く市町村（大阪市はオブザーバー参加）と府で共同作成しています。この考え方の取扱いは、

あくまで標準的なものであり、移動支援事業の実施主体である市町村が十分に参酌した結果、市町村の判断により、地域の実情や支援の必要性等を踏まえ、移動支援の利用を判断することになっています。また、その運用状況については毎年調査を行い、その結果を市町村に周知することにより、制度の検討の材料としていただいているところです。なお、平成 30 年 3 月に、市町村に対して「障がい者総合支援制度等の円滑な実施のための留意事項について」という文書を発出し、移動支援事業の適正な運用について依頼しています。通院等介助の利用に係る支給量の決定等については、利用者の状況等により適切に判断されるものであり、画一的な内容とならないようにするため、引き続き市町村に対し必要な調整や働きかけを行ってまいります。

- ⑦整備が必要であるにもかかわらず、平成 30 年 3 月を過ぎてもスプリンクラー設置が出来ないホームへの対策を講じてください。また、設置の調整が遅れている事業所については、ホームページ等での公表等しないように各市町村へ指示してください。

【基本回答】

平成 27 年 4 月 1 日施行の消防法令改正により、介助がなければ避難できない障がい者を主として入居させるグループホームについては、従来の面積要件が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務づけられました。（法施行時に開設済のグループホームに設けられた経過措置期間は終了しました。）他法令遵守は障がい福祉サービスの指定の条件であり、グループホームに必要な設備の設置

については、事業者負担で行っていただく必要があります。スプリンクラーの設置につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」の対象となっており、必要財源の措置について国へ要望してまいります。ホームページ等による公表については、府には権限がなく、市町村へ指示を行うことは困難ですが、これらの影響により重度障がい者の方が不利益を被ることがないか注視してまいります。

- ⑧サービス管理責任者の必要研修や、強度行動障害支援者養成講座や喀痰吸引研修が必要とする人がスムーズに行えるよう日程の確保をしてください。

【基本回答】

サービス管理責任者の要件となるサービス管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（2 日課程）については、民間研修機関を指定し、それぞれ年 3 回実施しているところです。強度行動障がい支援者養成研修については、平成 27 年度から実施しており、平成 29 年度は基礎研修、実践研修の定員を拡大して実施したところです。平成 30 年度も、基礎研

修、実践研修の講義日及び演習日を複数日程確保して実施する予定です。喀痰吸引等研修については、平成 30 年 4 月 1 日時点で大阪府内において 79 研修機関が登録されており、各研修機関にてそれぞれ喀痰吸引の研修が実施されており、この登録研修機関は大阪府のホームページで公表し、周知を図っております。

- ⑨グループホーム開設の為に土地購入や建設補助や大幅改修費への大阪府独自の補助制度を行ってください。また、開設にあたって、地域の協力が得られるよう指導してください。

【基本回答】

府独自の補助は困難ですが、グループホームの施設整備費（新築）につきましては、「社

会福祉施設等施設整備費補助金」として、国と府の補助額を合わせて共同生活住居あたり

24, 300 千円を上限とする補助があります。なお、一定の補助要件がありますので、法人等施設の設置者からご相談ください。グループホームの開設にあたり、事業者に対して、近隣住民へ丁寧に説明を行うよう指導しております。障がい者が地域において自立した日常

生活・社会生活を営むためには、地域における障がい者に対する理解を深めることが重要です。大阪府では、障がい及び障がい者に対する更なる府民の理解が促進されるよう、あらゆる機会を活用して、様々な啓発に取り組んでまいります。

⑩大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な対策を講じてください。重度障害者への適切な支援を提供するための大阪府独自の補助制度を設けてください。

【基本回答】

障がい者グループホームの整備促進において、職員の確保及び資質の向上は重要な課題の一つであり、これまでも国に対し、報酬額の増額等について要望してきたところです。グループホームは、障がい者の地域生活への移行や地域生活支援拠点等の整備において中心的な役割が期待されており、施設・事業所が安定した運営ができるよう、必要な改善等

を、引き続き国に要望してまいります。また、平成 30 年 4 月の報酬改定において、「重度の障がい者への支援を可能とするグループホームの新たな類型（日中サービス支援型）」が創設されましたが、この実施状況についても注視しながら、重度化・高齢化に対応した支援が地域で安定的に行えるように、必要な財政措置について国に要望してまいります。

⑪グループホームで暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。入院時コミュニケーション支援の制度を利用しやすくするために、対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解も得られるように制度の徹底を図ってください。

【基本回答】

意思疎通支援については、障害者総合支援法第 77 条で、市町村による実施が義務付けられています。入院時のコミュニケーション意思疎通事業については、平成 28 年 6 月 28 日付け障企発 0628 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で意思疎通支援事業の利用が可能である旨」明示されているところであり、平成 29 年度に実施した調査において、大阪府内の 40 市町村で実施されています。なお、平成 30 年度においては現在調査中です。報酬額や人員配置基準は、障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改定については、これまでも国に対し要望を行ってまいりました。利用者が病院

又は診療所への入院を要した場合、入院時支援特別加算又は長期入院時支援特別加算の算定が可能となります。また、グループホームにおける通院等介助の利用については、国の基準により、慢性疾患の利用者がおられる場合、定期的な通院が必要となり、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、一定の要件を満たす場合については、ホームヘルパーを利用することが認められています。ご要望の本府独自の制度の創設については困難ですが、施設・事業所の安定した運営等のために、今後とも必要に応じて報酬額等の見直しを国へ要望するなどの対応を行ってまいります。入院時コミュニケーション支援制度につきまして、関係医療機関への立入検査を活用し直接働きかけるなど、適切な医療の提供に努めるよう意識付けを行ってまいります。

⑫高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わず、ホームでの日中支援が必要です。「日中支援加算」については、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

【基本回答】

平成 21 年 4 月、利用者が心身の状況等により、日中のサービスを利用できない場合に支援を行った場合には、日中支援加算が創設さ

れました。加えて、平成 26 年 4 月には、目中支援加算（1）として、高齢者や重度障がい者であって、目中を住居の外で過ごすことが困

難であると認められる利用者に対し、支援を行った場合に算定ができることとなりました。平成 27 年 4 月の制度改正により、日中支援加算の見直しがさらに行われ、日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者への支

援として、算定対象となる日中活動が拡大されました。グループホームにおける休日の日中活動に係る報酬の加算の追加については、国に対し要望しているところであり、引き続き要望してまいります。

⑬グループホームに看護師を配置できる補助制度をつくってください。

【基本回答】

国の報酬基準において、医療的ケアを要する利用者に対し、医療機関との契約に基づく連携により当該医療機関から看護職員の訪問を受けて提供される看護を評価するための医療連携体制加算があります。府としては、グ

ループホーム利用者のケアがきめ細かく実施されるよう、職員配置基準等の更なる改善や必要な財源措置について、国に要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

28. 重度障害者への支援施策を拡充してください。

①医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。

【基本回答】

大阪府では、重症心身障がい児者、特に医療的ケアが必要な方の地域生活を支え、介護者の負担を軽減するため、平成 26 年度より「医療型短期入所整備促進事業」を実施しています。これは、医療機関が空床などを利用して短期入所事業を実施し、高度な医療的ケアが必要な方を受け入れた場合に、医療機関に入院した場合の診療報酬と医療型短期入所

の報酬との差額相当を助成する事業です。医療的ケアの内容や年齢に関わらず身近な地域で短期入所を利用できるよう、引き続き実施医療機関の拡大に努めてまいります。また、医療機関における短期入所の受け入れが促進できるような報酬評価等体制の拡充について、引き続き国に働きかけてまいります。

②北摂地域に療養介護施設（旧重症心身障害児者施設）の設置に向けて、府として特段の援助（土地提供等）をしてください。

【文書回答】

大阪府内には現在、8 か所の療養介護事業所があり、北摂地域では、独立行政法人国立病院機構刀根山病院が療養介護事業所の指定を受けています。本府としましては、市町村

と連携し、第 4 次大阪府障がい者計画に定めております療養介護サービスを必要とする方々に必要なサービス提供を行なえるよう努めてまいります。

③特定行為（経管栄養・痰吸引）が制度化されていますが、基本研修と実地研修を受けた以降、フォローアップ等が実施されていません。ヘルパー事業所にとって、一人 2～3 万円の研修費用は大きな負担です。研修費用助成、その後の研修の充実等、大阪府の独自施策を講じてください。

【文書回答】

社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、平成 24 年 4 月より介護職員等が喀痰吸引や経管栄養といった医行為の一部を業として行うことが認められたところです。平成 24 年度から、大阪府におきましては、たん吸引等の研修については、大阪府が登録を行った登録研修機関が研修を行っており、現在もその登録研修機関の登録業務を行っているところです。研修費用については、法令による明確な

基準もないことや、研修機関の規模や講師の関係もあり一律ではない現状であり、また、研修費用にかかる補助制度の創設も困難な状況です。今後とも、介護職員等による喀痰吸引等が安全かつ適切に実施されるよう、登録研修機関の登録に際しては、十分に事前協議し、研修の質を確保するとともに、認定特定行為業務従事者の認定に当たっては、迅速な手続きが行えるよう努めてまいります。

29. 相談支援事業を拡充してください。

- ①相談支援事業は採算に見合わないことから、事業所数も少なく職員に過重な負担がかかっています。この問題を改善するために、事業の報酬の大幅な引き上げを国に要望するとともに府独自の補助金の予算化等を行ってください。

【基本回答】

相談支援事業者の経営基盤を強化し、事業者の確保を図るとともに、適切な計画作成ができる相談支援専門員を安定的に確保できるよう、平成30年度報酬改定（標準担当件数、特定事業所評価の見直し等）による実態を踏

【質疑】

○豊中市の相談事業所数は、委託9カ所含め30カ所と徐々に増えてきているが、相談支援専門員の配置が一名であったり、他事業との兼務であったりしている。このような中モニタリング期間が3カ月に短縮されるなど、さらに業務負担が増えることになる。各市町村の状況をしっかりと把握していただきたい。

- ・事業所の状況については認識をしているつもり。実態については各市町村の事業所数・基幹センターの設置状況などについては毎年把握をしている。来年度相談支援の研修も大きく変わることを踏まえ、今後の在り方については有識者の方々のご意見もいただきながら検討を進めていきたい。

○数だけでなく支援内容についてもしっかり把握していただきたい。セルフプランが多

まえて、基本報酬額について必要な改善を図るよう国に要望をしています。さらに、複雑多岐にわたる支援を実施した場合の加算の創設についても引き続き要望を実施しているところです。

い自治体とそうでない自治体の状況についても把握していただきたい。受給者証の期日が切れたまま放置されているケースも生じている。

- ・セルフプランについては、30年3月現在で作成済み人数が障害者で41.1% 障害児で46.1%となっている。

○受給者証の期日が過ぎてしまい、支援費支給が滞った事例も生まれている。

- ・受給者証の期日が切れること自体がそもそもよくないことであるのでそうした事態を避けるために必要な手立てを講じていただきたいことは市町村にお伝えしている。
- ・大阪府自立支援協議会の下にケアマネ部会を設置し、その下にさらに部会を設けて検討することになっている。

- ②相談支援専門員の初任者研修や現任研修について、受講を希望しても定員充足のため受講できないことがあります。希望する人がすべて研修を受講できるよう初任者研修や現任研修を大幅に増やしてください。また、初任者研修においては、研修修了後に相談支援専門員の業務に就く予定のある人を、現任研修において現に相談支援専門員の業務に就いている人を優先して受講できるように配慮してください。

【基本回答】

相談支援従事者初任者研修・現任研修については都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が行うこととなっており、大阪府では民間の事業者を指定し、それぞれ年3回研修を実施しているところです。市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、申

込状況や市町村の体制整備状況を踏まえ、引き続き一定規模の定員を確保しつつ研修修了者が確実に相談支援業務に従事するよう、受講決定や研修修了後における市町村との連携を強化してまいります。

- ③国が提案している地域包括ケアシステムにおいて、障害者への専門的な相談支援の体制がどのようなになるか示してください。

【基本回答】

市町村により進められる地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制作りには、障がい者相談支援も含まれるものと認識しております。現時点では、新しい地域包括ケアシステムにおける障がい者相談支援体制作りの

手法や都道府県の果たすべき役割等について、国は通知等を含めた具体的な情報を発出していませんが、地域福祉を担う機関等幅広い支援機関との連携を視野に入れ、市町村が、地域の実情に応じて相談支援体制を整備し府全

体として相談支援の質の向上が図れるよう、まいります。
引き続き国の動向を注視しながら支援してま

30. 居宅介護施策を拡充してください。

- ①ヘルパー不足を解消し、ヘルパーとして安心して働き続けられるよう報酬単価の大幅な見直し等を行なってください。特に、家事援助、重度訪問介護の報酬単価を大幅に引き上げてください。また、ヘルパーの報酬単価に、派遣にかかる移動時間の補償など、ヘルパーの処遇改善につながるような報酬上の具体的な措置を講じるように、国に強く働きかけてください。

【基本回答】

福祉・介護職員の処遇改善については、これまでも国に対し必要な要望を行ってきたところであり、平成24年4月から福祉介護職員処遇改善加算が創設されるとともに、平成27

年4月及び平成29年4月の報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算の更なる上乘せが行われました。今後とも、引き続き報酬額等の見直しを国へ要望してまいります。

- ②ヘルパーの質的向上のために、専門性を高めるような具体的な措置を講じてください。（障害の理解、人権意識、スキルの向上などを保障する研修システムなど）ヘルパーが専門性を高める研修を受けることができるよう研修機会の確保等府としての手立てを講じてください。

【基本回答】

国の制度では介護職員初任者研修修了者も居宅介護に従事できることとなっておりますが、大阪府では、障がいのある方のニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、介護職員初任者研修修了者を対象として、障がいの特性に対する理解を深めるとともに、専門的な知識、技術を習得してい

ただくよう、居宅介護職員初任者（障がい者ホームヘルパー）研修を実施しております。なお、この研修には、人権意識を高めるための講義を分野別に盛り込んでおります。また、障がい特性に応じた支援を高めるため、今年度から「盲ろう者の理解と介護事例検討（2時間）」の講義を新たに追加し実施する予定です。

【質疑】

- 事業者の質を高め、その内容も含めてサービス提供内容の適切な案内を行ってほしい。市町村格差についても解消していくための役割を果たして欲しい。

・生活基盤推進課としては事業所への指導を所管している。支給量については地域生活支援課で状況を把握している。

- ③ヘルパー派遣時の宿泊費や交通費などの利用者負担について、大阪府独自の軽減措置を講じてください。

【基本回答】

本府においては、これまで国に対し、低所得者層への負担軽減の措置など、利用者負担に関する制度改善を求めてきたところですが、平成24年4月から、障がい福祉サービス事業の自己負担額について、負担能力に応じた利

用者負担とすることが法律上明確化されました。本府独自でヘルパー派遣時の宿泊費、交通費等の利用者負担について軽減措置を講じることが困難です。

- ④ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。

ア) 居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、使用を認めてください。

また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

【基本回答】

居宅介護サービスにおける通院等介助については、病院等への通院や官公署、指定相談支援事業所等が対象とされており、営業活動など経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は対象外となります。入院時については、国の通知により、入院患者の看護や療養

上の世話は、医療機関の看護師や看護補助者が行うこととされており、基本的に家庭で家事援助や身体介護を行うホームヘルプサービスの派遣対象として認められておりませんが、本府としては、障がいがある患者等のニーズに応じた介護サービスを提供できるよう、制

度の改善を国に要望しています。育児については、育児をする親が十分に子供の世話ができない場合の「育児支援」として、家事援助における支援対象となる場合がありますので、個別に市町村にお問い合わせください。病院

内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されることとなりますが、場合により居宅介護における通院等介助の算定対象となる場合がありますので、個別に市町村にお問い合わせください。

イ) 入院にいたった場合、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえないような身体的介護は、(医師の要請で) 制度上のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院が間近になっての慣らしの外出や、自宅への一時帰宅についても、制度上のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は、重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供されるようにしてください。

【基本回答】

国の通知により、入院患者の看護は当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであるとされており、居宅において家事援助や身体介護を行う居宅介護（ホームヘルプサービス）の派遣対象として認められていません。そのため、本府として、障がいがある患者等のニーズに応じた介護サービスが提供されるよう、制度の改善を国に要望してまいりました。重度訪問介護については訪問先が拡大され、本年 4 月から入院中の医療機関においても一定の支援が可能となりました。しかし、居宅介護等については、入院中に利用

できるようにはなっていないため、引き続き国に要望してまいります。また、平成 28 年 6 月に発出された国の通知により、入院中の同行援護等の取扱いが明確化され、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰り外出する場合、一泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合については、同行援護等を利用することができるとされています。

ウ) 大掃除（換気扇掃除・クーラー掃除・蛍光灯掃除等）や自治会活動での援助、パソコン入力作業援助などの支援をホームヘルパーの仕事として認めてください。

【基本回答】

大掃除、自治会活動での援助、パソコン入力作業援助などは、日常的に行われる家事の範囲を超えたり、経済活動に該当する場合がありますことなどから、国の定める居宅介護サービスの対象に含まれておりません。家事援助

は、調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるもので、個別に市町村にお問い合わせください。

⑤ 重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。

また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等にも利用できるようにしてください。

【基本回答】

国通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」においては、「介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のもの」と認められるものとして「同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等」と例示されています。府としては、同通知の主旨に基づき、一律に介護保険サービスを優先せず、個別のケースに応じ、具体的なサービス利用意向を把握した上で、申請者が必要としている支援内容がどのサー

ビスで可能なのかを適切に把握し、適切な支給決定を行うよう市町村に対し助言しております。なお、本年 4 月の改正障害者総合支援法施行により、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者のうち、障がい支援区分 6 に該当する者が入院等した場合に、病院等における意志疎通の支援その他の必要な支援が行えるようになっております。

重度訪問介護における外出については、国の報酬基準により「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及

び社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。」と定められているため、通勤、通学等については、対象として認められておりません。なお、重度訪問介護における入院時の支援については、訪問先が拡大され、本年 4 月から入院中の医療機関においても一定の支援が可能となりました。また、平成 28 年 6 月に発出された国の通知により、入院中の重度訪問介

護等の取扱いが明確化され、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰り外出する場合、一泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合については、重度訪問介護等を利用することができるとされています。

⑥居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが非常に多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。

【基本回答】

福祉・介護職員の処遇改善については、これまで国に対し必要な要望を行ってきたところであり、平成 24 年 4 月から福祉・介護職員処遇改善加算が創設されるとともに、平成 27 年 4 月及び平成 29 年 4 月の報酬改定にお

いて、福祉・介護職員処遇改善加算の更なる上乘せが行われました。今後とも引き続き、報酬額等の見直しを国に働きかけてまいります。

3 1. 聴覚障害者等、社会資源が乏しく遠方の事業所まで通所しなければならない障害者への支援策を講じてください。

①遠方の「なかまの里」や「あいらぶ工房」や「ほくほく」の日中活動、短期入所を利用して聴覚障害者への交通費補助制度を創設するとともに、支援策を講じるよう市町村を指導してください。

②ろう重複は介添人なしでは通学・通所できません。親が病弱であったり、就労している場合は大変な負担がかかっています。例として「あいらぶ工房」に通所している親が病弱のため、毎日送り迎えができず週 1 回のみの利用にとどまり、他の日は、手話言語の権利が保障されない近隣の施設に通っています。「社会生活上必要不可欠な外出」として無条件に通学・通所を認めている自治体もあることを踏まえ、利用の条件を緩和してください。

【基本回答】

移動支援事業は、障害者総合支援法に基づき、市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられています。移動支援事業の内容については、国が定める地域生活支援事業実施要綱により「移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する」と規定されるとともに、市町村において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔

軟な事業形態により効率的・効果的に実施できるとしています。重度訪問介護等の個別給付において「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出」が認められていないことから、移動支援事業においても同様の取扱いをしている市町村が多いものの、介護者の傷病時等一時的な利用については認めている場合がありますので、事業主体である市町村にご相談ください。

【質疑】

○あいらぶ工房 聴覚障害に加えて他の障害を持っている方が利用している。遠方からの利用者も多い。それらの人たちは交通費が非常に高くなる。交通費の負担を補助してほしい。川西市から通ってこられる方もいらっしゃるが、その方には川西市が通所交通費を補助している。

・交通費補助については、第一義的には各市町村が担うべきであると考え

・大阪府独自に補助を行っていくのは困難。通所に係る送迎加算について国に要望を行ったが残念ながら先の報酬改定では反映がされなかった。

○あいらぶ工房はろう重複施設で、保護者が通所につき添っている人も多い。母親が病弱のために週 1 回しか通えない人もいる。

・移動支援は、地域生活支援事業の中で財源が限られており、一定の線引きが必要とな

っている。一時的利用については認められても、通年かつ長期の利用については、府下

では認められていないのが実態。

3 2. 入所施設を整備してください。

①医療的ケアの必要な障害者やグループホームでは受け止めることが困難な知的障害者を受けとめるためのくらしの場を府の責任で整備してください。

【基本回答】

障がい者が自らの希望に応じて地域生活を送れるようにするため、「第4次大阪府障がい者計画（後期計画）」において、入所施設からの地域生活への移行を引き続き推進することとしています。地域移行を進めるにあたって

【質疑】

○重度重複障害の娘と二人暮らし。娘は現在作業所に通所している。現在の暮らしがいつまで維持できるのか大きな不安を抱えている。地域移行目標だけを前に出すのではなく、必要な入所施設をきちんと整備するよう努力をしていただきたい。

○生活する場を考えてほしい。国にもしっかりとものを言ってほしい。

○ロングショートを続けざるを得ない人、入所施設を待機している人のことをどのように考えているのか。待機者の実態を把握しているのか。

は、地域でのくらしの場をはじめ、地域生活を支援することは重要と認識しており、地域移行に必要な基盤整備について大阪府障がい者自立支援協議会地域移行推進部会で検討してまいります。

○施設整備補助の内示をみると今年度は10カ所ついている。

・入所施設が必要であるというご要望であるが、国が地域移行方針を示す中、大阪府も地域移行を踏まえた流れを踏まえグループホームの整備等をすすめていくこととしている。施設入所待機者は1000人を超えていることは認識している。

・今後、大阪府障がい者自立支援協議会地域移行推進部会で検討していく。

○滋賀県は県外の入所施設に入所している人の解消も目標に掲げている。

②夜間も看護師の配置が可能となるよう、必要な手立てを講じてください。

【基本回答】

報酬額や人員配置基準は、障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改定については、これまでも国に対し必要に応じて要望を行ってまいりました。国の報酬基準において、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、生活支援員に替えて看護職員を1人以上配置する体制を確保していることを評価

するための夜間看護体制加算があります。府としては、障がい者支援施設の入所児者のケアがきめ細かく実施されるよう、職員配置基準等の更なる改善や必要な財源措置について、国に要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

③入所施設利用者の加齢や重度化の実態に合わせて補助を実施してください。とりわけ、夜間の体制が充実できるような対策を早急に講じてください。

【基本回答】

報酬額や人員配置基準は、障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改定については、これまでも国に対し必要に応じて要望を行ってまいりました。国の報酬基準において、夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合には、夜勤職員配置体制加算があり、生活支援員に替えて看護職員を配置している場合には、夜間看護体制加算があります。また、本年4月の報酬改定において、夜間業

務は、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加及び日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜勤職員配置体制加算の単位数が引き上げられたところです。入所者のケアがきめ細かく実施されるよう、今後とも必要に応じて報酬額等の見直しを国へ要望するなどの対応を行ってまいります。

④重度化・高齢化に対応した設備改善に対して補助を行ってください。

【基本回答】

設備の改善に対する補助につきましては、既存施設が老朽化している場合は、施設の建替えや大規模修繕に対する補助制度がありま

す。なお、一定の補助要件がありますので、法人等施設の設置者からご相談ください。

⑤入所施設で暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。

【基本回答】

報酬額や人員配置基準は、障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改定については、これまでも国に対し必要に応じて要望を行ってまいりました。利用者が病院又は診療所へ入院等を要した場合、入院・外泊時加算又は入院時支援特別加算の算定が

可能となります。ご要望の本府独自の制度の創設については困難ですが、入所者のケアがきめ細かく実施されるよう、今後とも必要に応じて報酬額等の見直しを国へ要望するなどの対応を行ってまいります。

【質疑】

○施設入所者の高齢化に伴い、病院への受診が欠かせなくなっている。通院等への支援のために、施設内での支援体制が大きく損

なわれ、クラブ活動の実施などにも影響が出ている。

⑥入所施設で暮らす障害者もガイドヘルパーが利用できるよう市町村に働きかけてください。

【基本回答】

移動支援事業（ガイドヘルパー）については、障害者総合支援法に基づき、市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられています。移動支援事業の内容については、国が定める地域生活支援事業実施要綱によ「移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する」と規定されるとともに、市町村において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に実施できるとしています。施設入所者に対するガイドヘルパー派遣については、平成 21 年 9 月 3 日付けで各市町村に対して、移動支援事業の適用について配慮されるよう、文書により協力依頼をしています。

また、府としては、移動支援事業の市町村の取扱い状況も踏まえ、可能な限り市町村間で相違が生じることを避けるため、平成 24 年 3 月に「移動支援事業に係る運用の考え方」を、政令市を除く市町村（大阪市はオブザーバー参加）と府で共同作成しています。この考え方の取り扱いは、あくまで標準的なものであり、移動支援事業の実施主体である市町村が十分に参酌した結果、市町村の判断により、地域の実情や支援の必要性等を踏まえ、移動支援の利用を判断することになっています。平成 29 年 4 月には、その運用状況の調査を行い、市町村により対象とする施設や条件が異なりますが、39 市町村で実施されています。

【質疑】

○羽曳野市はまだガイドヘルパーが利用できない状況が続いている。羽曳野のように利用できない市について、大阪府として把握をしているのか。

○移動支援に関して、各市町村の状況をしっかりと把握していただきたい。

・地域の特性等に応じて柔軟な対応を行うこととしている。39 市町村が実施しているが、他の市町村と同様に実施に向けた検討を進めていただいている。未実施は、羽曳野市、泉南市、能勢町、忠岡町が未実施で、羽曳野、忠岡で実施に向けた検討を進めていただいている。

⑦入所施設がしっかりと機能できるよう、報酬の改善を国に要望するとともに、大阪府として独自の支援策を講じてください。

【基本回答】

報酬額や人員配置基準は、障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改定については、これまでも国に対し必要に

じて要望を行ってまいりました。ご要望の本府独自の補助制度の創設については困難ですが、施設・事業所の安定した運営等のために、

今後とも機会あるごとに報酬額等の見直しを 国へ要望するなどの対応を行ってまいります。

3 3. 金剛コロニーの整備を進めてください。

①こんごう福祉センターしいのき寮、すぎのき寮の建てかえが終了するまで、現在の雨漏りか所を修繕するなど、安心して住めるよう整備を進めてください。

【基本回答】

しいのき寮、すぎのき寮の雨漏りについては、随時、指定管理者である社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団から情報をいただき、

対応しているところです。今後とも、事業団と協議を行いながら、必要な修繕を行ってまいります。

【質疑】

○雨漏りについて、様々な補修もしていただ いているが、現在も状況は続いている。

②こんごう福祉センターしいのき寮、すぎのき寮の建設計画を明らかにしてください。

【基本回答】

こんごう福祉センターしいのき寮、すぎのき寮は、定員 65 名で以下のスケジュールにより建設を予定しています。

平成 30 年度基本計画策定

平成 31 年度基本設計

平成 32 年度実施設計

平成 33 年度建替工事着工

平成 34 年度建替工事完了

平成 35 年度開所

【質疑】

○定員 6 5 名の具体的な内訳なども示してほしい。相部屋では暮らしにくい子どもたちもいる。クールダウンする部屋、子どもたちの話をしっかりと聞ける部屋などの整備もしてほしい。

・定員 8 3 名の現状から規模を縮小する。現在の実態を見て最終的に例えば強度行動障害の方への対応の定員をどうするかなどについて決めていきたい。入所施設については小舎・個室が原則となるが、小さい年齢の

方もおられるので柔軟に対応できるようにしたい。少なくとも普段の生活を維持していくための設備については配置できるようにしたい。現在予定地についていくつかの候補を上げて検討しているところだ。

○基本設計の名称を明らかにしてほしい。またそれは公表されているのか。

・府立福祉型障害児入所施設の整備基本計画として、基本設計の事業者を公募して決定したところだ。

③こんごう福祉センターしいのき寮、すぎのき寮の卒業生への地域移行支援について、担当する支援員を専任で配置できるようにしてください。

【基本回答】

こんごう福祉センターにおいては、日々直接処遇している指導員の意見を基に、児童発達支援管理責任者、子ども家庭センター、支援学校それぞれの担当者が定期的に調整会議を

行い、児童の進路や地域移行について、協議しています。なお、指定管理契約に基づき、指導員を加配しているほか、心理担当職員も配置しています。

【質疑】

○地域移行支援員を専任で配置をしてほしい。

3 4. 地域生活支援拠点が有効に機能するよう、大阪府として支援策を講じてください。

【基本回答】

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、相談、緊急時の受け入れ対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備は非常に重要です。現在、府内の整備状況は 6 市 4 箇所（吹田市・豊中市・堺市と、富田林市・河内長野市・大阪狭山市の圏域）で、全国的に

も整備が進んでいない状況です。府としては、市町村における整備検討が進むよう、課題を整理するとともに、必要な方策について大阪府障がい者自立支援協議会地域移行推進部会で検討してまいります。

【質疑】

- 今年度施設整備補助で1カ所付いたのはどこか。
- ・現在の6市4圏域に加えて、新たに今年度1カ所整備することとしている。
- 運営への予算措置が必要。

・今回の報酬改定で加算が設けられたが、本体報酬で措置すべきものと考えており、今後ひきつづき国にその改善を求めている。

35. 障害者優先調達推進法における2016年度大阪府の実績と今年度の計画を示してください。また、府内各自治体についても、取扱いの差が生じないよう必要な措置を講じてください。

【文書回答】

平成29年度(2017年度)の本府の障がい者就労施設等からの調達実績については、国による全国調査を受け、現在調査中であり、7月中には結果がまとまる予定です。なお、平成26年度から28年度の調達実績は、以下のとおりです。

平成26年度 440件 156,833千円

平成27年度 533件 164,983千円

平成28年度 674件 169,171千円

平成30年度の本府の優先調達の推進を図るための方針として、「調達実績額が前年度実績を上回るよう、着実に取り組むものとする。」

と定めており、庁内各部局に対して優先調達の推進を促してまいります。また、府内市町村に対しては、国の通知や府の策定した調達方針の情報提供を行うとともに、市町村ヒアリング(意見交換会)等を通じて、優先調達を推進するよう働きかけており、平成29年度末時点で、府内の全ての市町村が優先調達の方針を策定しております。なお、本年6月に府内各市町村に調査したところ、平成30年度についても、全ての市町村が調達方針の策定を予定しているとの回答を得ております。

36. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況(市町村への助言件数や市町村からの具体的相談内容等)を明らかにしてください。指導における市町村格差が生じないようにしてください。

【文書回答】

指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査については、障害者総合支援法及び大阪版地方分権推進制度に基づき、現時点で34市町村に事務を移譲しており、国の基準及び本府・市町村が定める条例に基づき実施しているところです。権限移譲した市町村に対する助言について、件数は把握しておりませんが、市

町村からの問合せ時等、必要な都度、随時対応しております。市町村からの相談内容は、国の基準で定められている加算の考え方等判断が困難な内容が多く、府においても判断が困難な場合は、速やかに国に照会し、対応しております。今後とも、各市町村への助言等については、適切に対応してまいります。

37. 社会福祉法改定に伴い、国から様々な通知・事務連絡が発出されています。それらの情報にすぐにアクセスできるよう、大阪府ホームページの充実等を行ってください。

【文書回答】

社会福祉法人の制度改革は、平成28年3月31日に改正社会福祉法が成立し、平成29年4月1日から全面施行されたところです。大阪府では、国から通知や事務連絡文書が届きましたら、その都度「社会福祉法人等への通知文書等」のページに掲載しています。また、大

阪府のホームページでも厚生労働省の社会福祉法人制度改革のページへのリンクを設け、厚生労働省のホームページも確認できるよう、情報の提供に努めてきたところです。今後も、大阪府のホームページにおきまして、適切に情報の提供ができるよう努めてまいります。

38. 府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、①運営に関する独自の上乗せ補助、②通所費用への支援や家賃補助、などについて格差が生じないようにしてください。

【文書回答】

大阪府における地域活動支援センターは、平成30年4月1日時点で、165ヶ所設置され

ています。地域活動支援センターは市町村事業であり、上乗せ補助等については、実施主体の市町村独自の判断になると考えています。大阪府としましては、国に対して、小規模な

地域活動支援センターを安定的に運営できるよう、十分な財源措置を行うよう要望しているところです。

39. 平成30年度からの障害者総合支援法及び報酬改定に伴う影響について府として現状を把握し、報酬単価の引き上げをはじめとした制度改善をおこなうように国へ要望するとともに府独自の支援策を検討してください。

【文書回答】

福祉・介護職員の処遇改善については、これまで国に対し必要な要望を行ってきたところであり、平成24年4月から福祉・介護職員処遇改善加算が創設されるとともに、平成

27年4月及び平成29年4月の報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算の更なる上乗せが行われました。今後とも、国に対して引き続き処遇改善を要望してまいります。

40. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えています。人材確保に向けた府の総合的な計画を示してください。

【基本回答】

昨年度策定した「第4次大阪府障がい者計画（後期計画）」の議論の過程においても、推進協委員の皆様からも人材確保の重要性についてご意見を頂いたところであり、福祉サービスを担う人材確保と育成に向けた取り組みの推進について言及しております。計画が実行性のあるものとなるよう、関係部局と連携しながら、人材確保に向けた取り組みを進めてまいります。労働力人口が減少する中、介護・福祉人材の確保・定着に向けた対策が喫緊の課題と認識しております。このような認

識のもと、大阪府においては昨年6月に、大阪府社会福祉審議会の下に「介護・福祉人材確保等検討専門部会」を設置し、介護・福祉人材確保対策について検討を行い、昨年11月には「大阪府介護・福祉人材確保戦略」を策定したところです。今後は戦略に示された「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチにより、オール大阪で介護・福祉人材の確保及び職場定着の取り組みを推進してまいります。

【質疑】

○介護福祉人材確保戦略について、今年度どのように具体化を進めていくのか
・参入促進についてはターゲットごとにイメージアップを図っていくこと、地域高齢者などに参入のハードルを下げっていくこと、

労働環境処遇改善では、高齢者施設での介護ロボット導入支援、資質向上では地域医療総合確保基金を活用して市町村を主体として人材確保を図っていただくこととしている。

41. 補装具について以下の改善を図ってください。

①電動車いすの支給判定は、本人や家族の要望（詳細な生活実態や思いなど）を最大限尊重してください。また、支給判定を、初対面の見知らぬ判定官一人に任せず、OT、PTなどの専門家や本人の生活状況をよく知っている人たちの意見も聞いた上での公平な判定を行ってください。

【基本回答】

電動車椅子は補装具であり、その種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準については、厚生労働省の告示（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第528号）の中で定められています。特に、電動車椅子の支給については、障害者総合支援法第76条に基づき「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」が定められており、この要領に

基づき、市町村において支給事務が行われています。この要領では、支給にあたっては、身体の状態、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮した上で判断することとされています。また、使用者や歩行者等の安全を確保するため、操作訓練や使用上の留意事項の周知について格段の指導を行うこととなっています。

②補装具の作成・修理については、部品代だけではなく、人件費や出張旅費、また、運送費やメンテナンス費等も含め、作成や修理にかかる費用すべてを対象にすること。また、購入価格が補助基準よりも高くなった場合、その差額分を補てんする制度・システムを作ってください。

【基本回答】

補装具費の種目、購入又は修理に要する基準については、障害者総合支援法により厚生労働省の告示（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第528号）の中で定められています。また、補装具費支給の必要性が認められる補装具については、その種目等が支給要件

を満たすもので、基準額を超える場合は、差額を本人が負担することとして支給対象とすることは差支えないこととされています。大阪府としては、引き続き、補装具の種目及び基準価格を改善するよう国に要望してまいります。

【質疑】

○基準額を超える部分は自己負担となり経済負担が大変。自分にあった補装具を求める

のは当然だと思うが、大阪府はどう考えるのか

③補装具・日常生活用具について下記のように改めるよう国に求めてください。

ア) 補装具・日常生活用具のJIS規格、制限列举方式、低額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものを支給できるようにしてください。また、住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に進めるようにしてください。

イ) 補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」をすべての自治体に一カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制を確保してください。

【基本回答】

補装具・日常生活用具につきましては、実態を十分に把握したうえで使いやすいものと

なるよう、必要に応じて国に要望してまいります。

【質疑】

○二次障害で頸椎の手術を行ったことで、ずっとオーダーメイドの車いすを利用してきた。6年の耐用年数の期間が過ぎて車いすを更新しようとしたときは65歳以上となっていて、まず介護保険でレンタル対応するように言われた。介護用具を整えれば、月上限額を超えてしまい、ヘルパー利用時間が制約される。
・補装具は生活に必要なものであることは理

解するがその基準額は国が決めており、府としては国に対して交付種目や、基準価格の設定等について機会あるごとに要望を行っている。65歳以降においては、介護保険が優先されることからまずは介護保険が適用されるが、原則として真に補装具が必要な場合はその支給を妨げるものではない。最終的には市町村が決定することになる。

4.2. 学校を卒業した後の障害のある人たちが平日の夕方や休日に自主的な文化・スポーツ・芸術活動などで気軽に利用できる余暇活動支援センター（仮）の設置や補助制度を検討してください。

【基本回答】

障害者総合支援法に基づき、市町村の地域生活支援事業の一つとして、地域活動支援センター機能強化事業が位置づけられています。地域の実情に応じて、障がい者の方々に創作的活動や生産活動の機会を提供する地域活動支援センターを運営することができるよう、

市町村に対して、交付税により財源が措置されており、39市町村で165か所の地域活動支援センターが開設されているところです。今後とも、市町村の要請に応じて、必要な助言や支援を行ってまいります。

【質疑】

○かめくらぶ／東大阪市で活動をしている。障害者事業所をお借りしボランティアの支援を得て、2か月に1回余暇活動を行って

いる。障害者の居場所作りは大切だ。
○よりみち／仕事が終わって気軽に立ち寄れる場所づくりを夜7時から月1回進められ

ている。地活でこうした取り組みができるのか。当事者の願いに基づいて、親ではなく支援者が支援を提供できるような環境を保障してほしい。

○余暇への要望は非常に強いものがある。地域支援課が窓口になって取り組みを見に来てほしい。

・ 個別にお話させていただく

4 3. 府が主催する出前講座すべてに、講師の派遣とともに手話通訳者の派遣を行ってください。

【基本回答】

障害者差別解消法の理念である共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが必要であり、社会全体が協働して取り組みを進め

ることが重要であると認識しています。今後とも、社会的障壁をなくしていくという法の理念と理解が深められるよう、しっかりと周知してまいります。

【質疑】

○出前講座については、それを主催する大阪府が手話通訳の手配を行ってほしい。

・出前講座の主催者は各団体であり、講師だけ派遣する事業だ。講座開催のもろもろの配

慮は主催者の責任において行うべきと考える。

○主催団体がどこかということについての認識に誤解があるので、事務局としてあらためて要望内容を整理したい。

4 4. 聴覚障害を持つ職員が、一般（健聴）職員と同様に必要な資格取得、スキルアップと定着をめざしての、府や府社協そして各団体が主催する研修会等に参加できるよう、手話通訳の配置の啓発と指導、通訳に係る団体への費用助成の検討・実施してください。

【基本回答】

障害者差別解消法の理念は、合理的配慮や合理的配慮を的確に行うための環境の整備などにより、社会的障壁を取り除くことで、差別を解消し、共生社会の実現をめざすことであると認識しております。今後とも、意思疎通支援の重要性をはじめ、社会的障壁の除去に関する法の理念を周知してまいります。大

阪府は、障がい者総合支援法に基づき特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業を、公益社団法人大阪聴力障害協会に委託実施しております。法令等の要件を満たす場合は、当該制度のご活用が可能ですので、宜しくお願い申し上げます。

4 5. ろう重複聴覚障害者施設「なかまの里」では、市町村からの入所相談の中で、単身者のケースが増えてきています。ご本人が医療機関にかかり、病状が重篤な場合は必ず家族・後見人等への説明と確認が必要になります。後見人等の支援が必要な方には市町申し立て等の方法も含めて迅速に対応していただけるよう、市町村に働きかけてください。

【基本回答】

本件については、障がい者・高齢者等幅広い分野にまたがるため、平成 29 年度に引き続き、認知症や知的障がい・精神障がい等、判断能力が十分でない方の権利擁護の推進を図ることを目的に、市町村担当者を対象に成年後見制度の概要や市町村長申立ての手続き等を学ぶ研修を、関係課が協力して 7 月に実施するところです。成年後見制度は、知的障がい、精神障がい等があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていないことが課題となっています。このような課題を踏まえ、平成 28 年に成年後見制度利

用促進法が施行されるなど、成年後見制度の利用促進に関する施策の充実が推進されているところです。障がい福祉室においては、今年度も平成 30 年 6 月 14 日付で市町村に対し、成年後見制度利用促進法施行周知とあわせて、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業の対象者拡大に関し再周知するなど、成年後見制度の利用支援の重要性の理解と障がい者の権利擁護のための体制整備に引き続き努めるよう通知いたしました。今後とも、市町村向けの研修等あらゆる機会を通じて、成年後見制度の利用の促進につき、市町村へ働きかけてまいります。

【質疑】

○市町村の理解が不十分な自治体がある。

・市町村が成年後見制度に対する十分な理解

が得られるよう広域自治体としての役割を 果たしていきたい。

46. 聴覚障害を持つ高齢者への手話等による専門的支援のための職員の配置等について、平成30年4月の報酬改定において、「障害者生活支援体制加算(Ⅱ)」の要件が追加・新設され、26単位から41単位に引き上げられ一定の改善が図られました。しかし、昼夜を問わず支援とコミュニケーション・情報提供を常時一体的に実施している実態を踏まえて、さらに障害福祉サービスの「視覚・聴覚障害者支援体制加算」(障害者支援施設82単位＝日中活動41単位＋施設入所支援41単位)の82単位までの改善を引き続き要望してください。

【基本回答】

平成30年報酬改定により、指定介護老人福祉施設において、聴覚障がい者等に対する生活支援に関し専門性を有する障害者生活支援員を、一定要件以上配置した場合に算定できる「障害者生活支援体制加算」について、現行の加算要件を緩和するとともに、新たに設けられた要件を満たした場合に、より手厚い評価を行う「障害者生活支援体制加算」が新設

【質疑】

○あすくの里。単なる相談支援ではなく日常的生活支援の中で手話が求められている。介護とコミュニケーション支援が一体的に提供されることに意義がある。41単位は日中しか配慮されていないので、夜間につ

されたところです。介護保険制度は、全国一律の制度として、国において必要な検討・見直しが講じられるべきものであり、大阪府としましては、今までから、より良い制度となるよう、要望してまいりましたが、今後とも、介護現場の実情を踏まえ、機会を捉えて、国に働きかけてまいります。

いても算定されるよう府からも要望してほしい。

・今後とも引き続き加算の活用状況などを教えていただきながら対応していきたい。

<介護保険>

47. 介護保険優先原則(障害者総合支援法第7条)の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください

- ①障害福祉サービスと介護保険の適用関係について、65歳になって一律の対応をしないよう、地方自治体に対して指導を徹底してください。65歳以降の障害福祉サービスについて、介護保険に同等のサービスがない事業(就労継続支援A型・B型事業、移動支援)や、適用除外施設(障害者支援施設)については、引き続き障害福祉サービスを受けられることになっています。65歳になったことで障害福祉サービス利用日数を減少したり支給を打ち切る自治体が出ないように、指導の徹底を図ってください。
- ②要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わない措置を講じてください。
- ③当面の措置として、特定疾患を含む65歳以前から障害者サービスを受けている全ての障害者が低所得者の利用料負担が障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。
- ④当面の措置として、「骨格提言」でも示されている、介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとするを早急に実現するよう国に求めてください。
- ⑤各市町村自治体が独自に判断している自立支援給付と介護保険制度との適用関係について、障害者の生活を破壊するような事態が起こらないよう府として対策を講じてください。
- ⑥視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援1か2と判定されるため、大阪府においては介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を講じてください。また、障害者のQOLを低下させないように

市町村を指導してください。

【基本回答】

①②③④⑤⑥ 国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」において、市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断するものとされています。大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、市町村に助言を行っております。なお、本年4月に施行された改正障害者総合支援法により、65歳に達する日前5年間にわたり、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所の支給決定を受けていた一定の高齢障がい者に対しては、相当する介護保険サービスの利用者負担が、高額障害福祉サービス等給付費の給付により償還されることが制度化されたところです。引き続き、国に対し、障がい福祉制度と介護保険制度の関係について、実態を把握され、制度上の整合性を図り適切な運用となるように取り組むこと等、適宜提言を行ってまいります。

【質疑】

- 65歳になるとこれまでの生活を継続・維持することが困難となることに納得がいかない。
- 重度訪問介護は継続して受けることができるのか。
- 市によって対応がまちまちで困っている。
- 介護保険に社会参加の視点はあるのか

⑦ホームヘルパーの派遣時間を少なくとも1回2時間以上に延長できるように国に要望してください。

【文書回答】

訪問介護の時間区分につきましては、利用者ニーズに応じたサービスを効果的に提供するという観点に立ち、平成24年度に、生活援助の時間区分の見直しや身体介護の短時間区

分を

ます。
高齢障がい者の介護保険利用料について、従来より、ホームヘルプサービスの利用者については利用料を減免する制度が実施されており、また、平成30年度より、市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯の者などの一定の条件を満たす者は、介護保険の自己負担について、高額障がい福祉サービス等給付費により償還する制度が設けられました。介護保険制度は全国一律の制度であることから、利用料の負担軽減については、国において必要な措置が講じられるべきものと考えており、これまでから「障がい福祉サービス等から介護保険サービスに移行する場合には、急激な利用者負担増とならないよう所要の措置を講ずること」を国に要望しているところであり、今後とも機会を捉えて、要望してまいります。介護保険制度は、介護を社会全体で支えるために創設された制度であることから、制度改善にあたっては、国において必要な措置が講じられるべきものであり、大阪府において上乗せの助成措置を行うことは困難です。障がい者の自立生活を支援する上で、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス等については、障害者総合支援法によるサービスをはじめ、各種サービスを総合的に組み合わせるケアプラン等に位置付けられて提供されます。こうしたことから、大阪府においては、本件通知の市町村への周知に努めており、今後も引き続き、努めてまいります。

- ・介護保険を利用することで社会参加に資するという視点はあります。
- 申請主義をとっている介護保険は申請しないといけないのか
- ・適用関係通知について周知をしていきたい。
- ・支援がない中でうちきる実態はないと聞いている。

分の創設の改正がされてきたところです。平成24年度の改正は、利用者個々の状況に応じた介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメント

に基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供するという主旨にもとづくものであり、サービス提供時間を制限するこ

とを目的として行われたものではありませんので、ご理解をお願いします。

⑧介護保険料の大幅引き下げと利用料の無料化を国に対して強く要望してください。

【文書回答】

介護保険料や利用料につきましては、所得の少ない方の負担を軽減するための措置が講じられております。第1号保険者の介護保険料につきましては、所得に応じた段階別の体系となっております。利用料につきましても個々の利用者負担に所得区分に応じた上限が設けられる措置が講じられているところです。大阪府においては、これまでから、低所得の

方の負担軽減をはかるため制度整備を要望してきたところであり、今後とも、機会を捉えて働きかけてまいります。なお、平成30年度より、市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯の者などの一定の条件を満たす者は、介護保険の自己負担について、高額障がい福祉サービス等給付費により償還する制度が設けられました。

48. 聴覚障害者が介護保険施策を安心して受けられるようにしてください。

①高齢ろう者が利用できる介護保険サービスはコミュニケーション等に支障があり、資源に限りがあります。高齢ろう者が、聴覚障害の特性に対する理解や配慮のない介護保険サービスを受けざるを得ない現状を改善するため、障害福祉サービスと介護保険サービスどちらも選択できるように施策を講じてください。

【基本回答】

障がい者の自立生活を支援する上で、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス等については、障害者総合支援法によるサービスをはじめ、各種サービスを総合的に組み合わせ、ケアプラン等に位置付けられて提供されます。なお、今年度より、障がい福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定を受けやすくすることにより、障がい者が65歳に到達した以降も、従来からなじみのある事業所で引き続きサービスを受けることが可能となる共生型サービスが創設されたところです。国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」において、市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、

介護保険サービスが原則優先されることとなるが、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断するものとされています。大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、市町村に助言を行っておりますが、引き続き市町村に対し働きかけて参ります。

②2017年4月より各市町村で完全実施されている「介護予防・日常生活支援総合事業」について、障害者差別解消法にうたわれている合理的配慮の理念に基づき、事業所においての手話ができる職員の配置や同じ聴覚障害のある利用者集団の保障、そしてろう高齢者の障害特性や支援の必要性に配慮した人員や環境整備が確保されるなど、安心して利用できる事業（事業所）となるよう、市町村に働きかけてください。要支援1・2の認定を受けた聴覚障害者は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となります。この事業は市町村が中心となって地域の実情に応じて住民の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりをめざしています。各市町村が基準や単価を設定して運営することになるので、地域に格差が生じます。また、地域の社会福祉協議会やボランティア団体が対応することもあり、手話がない状態では、ろう者は引きこもりになることが懸念されます。

【基本回答】

総合事業におけるケアマネジメントについては、利用者やご家族の希望等を勘案し、サービスを利用される方の有する能力、置かれている環境等の評価に応じて地域包括支援センターにおいて、ケアマネジメントしていくこと

【質疑】

- 従来型のサービスが継続できるよう市町村に働きかけてほしい。
- ・利用者の状態に応じた適切なサービスを受

とが重要となります。配慮が必要な方が、障がい等の状態に応じて適正にサービスが受けられるよう、障がい福祉室とも連携し市町村を支援してまいります。

けられるよう、地域ケア会議などを通して従前相当サービスを受けることができるかどうかの判断をしていると聞いている。

- ③要介護1・2に該当する認知症の方々や、ろう高齢者も現状では、特例要件（入所指針）に合えば特別養護老人ホームへの入所が可能となっています。今後も、軽度な要介護度であっても独居や家族内・地域での孤立し、聴覚障害に配慮した適切な居宅サービスが受けられない実態にあるろう高齢者が、特別養護老人ホームに入居できるよう、現状の入所要件（原則、要介護3以上、特例要件あり）を継続してください。

【基本回答】

平成27年4月の介護保険法の一部改正により、特別養護老人ホームを在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化することとし、新規入所については原則要介護3以上に限定されたところですが、しかし、要介護1・2の要介護者であっても、施設以外での生活が著しく困難と認

められる場合には、施設ごとに設置している入所選考委員会による検討を経て、特例的に入所が認められております。特別養護老人ホームへの入所につきましては、入所の必要性が高いと認められる方から優先的に入所していただけるよう、引き続き指導に努めてまいります。

【質疑】

- 要介護1・2を機械的に施設入所対象から除外することをやめるよう国に要望してほしい。
- ・特例入所の基準は府が一定の基準を設け、

それを踏まえて市町村で検討をしていたでいる。特例入所の先行指針は大阪府ホームページで公開している。28年の6月に調査を実施した。

- ④聴覚障害を持つ高齢者が障害による困難さや支援の特性等を踏まえた適切な認定調査の展開に対して、大阪府は平成30年2月に「聴覚障害者の理解と支援における留意点」とのテーマで現任研修を開催していただきました。この研修の重要性を踏まえ、さらに、市町村の実施状況を把握し、未実施の市町村が確実に実施するよう働きかけてください。

【基本回答】

要介護認定の実施にあたっては、利用者一人一人の心身の状態や日常生活における困難さ、また、介護や支援の特性を含めた的確な認定調査が行われるとともに、その認定調査の結果が、市町村の介護認定審査会において適切に審査判定されることが必要です。このような観点から、大阪府におきましては、認定調査員及び審査会委員に対して、要介護認定の適正な判定に資するため、障がいの特性等により生じる申請者固有の手間については、認定調査の特記事項に記載されるものであり、これを重視するよう研修等で指導しています。

また、市町村担当職員に対しても、大阪府にて開催している認定調査員研修及び介護認定審査会委員研修への参加を促しており、障がいの理解や認定調査にあたっての特性等を伝えるとともに、各市町村主催の研修においてそういった観点に重点を置くプログラムとするようお伝えしています。今後とも、申請者一人ひとりの心身の状況が、より適切に要介護認定に反映されるよう、市町村とともに、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修の充実に努めてまいります。

＜就労＞

49. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増について認可しないよう国に働きかけてください。とりわけ、平成医療学園（北区中津）のあん摩科新設申請については、引き続きあはき法19条の主旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。

【基本回答】

あん摩マッサージ指圧師の養成施設の新設又は生徒の定員増加の申請については、都道府県知事より所管官庁である厚生労働省あて進達します。その際、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条第1項の規定等に照らして、当該養成施設の認定や生徒の定員増加の承認の妥当性に関する知事の意見や厚生労働省による当該認定等の可否判断の参考となるべき事項を書面で添付しています。本府においては、これまで申請書を厚生労働省に進達する際には、

◇「晴眼者のあん摩マッサージ指圧師が増加すれば、府内の視覚障がい者の就職の

【質疑】

○視覚障害者にとってあんまマッサージは視覚障害者の重要な就労の場となっている。これ以上養成校を増やさないようお願いし

機会等が著しく減少する恐れがあること
◇晴眼者との競合が激しくなることにより、視覚障がいのある施術者の生計の維持が困難になること

◇多くの団体から設立に対し反対の意見が表明されていること

から、申請内容の審査にあたっては慎重な取り扱いをお願いしたい]旨の意見を付しております。なお、平成医療学園のあん摩科新設申請の件については、現在、係争中の事案であり、コメントを差し控えていただきます。

たい。

・新期施設開設についてはそうした要望を添えて進達している。

50. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを厳正に行ってください。

【文書回答】

施術所の開設については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下、「法」という。）の規定に基づき保健所に届け出なければならないことから、その際に業務に従事する施術者の資格確認を徹底しております。また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行っております。今後とも、関係機関と連携を図り、しっかりと取り組んでまいります。なお、平成28年6月29日付けで施術所に関して広告し得る事項が一

部改正され、開設届を提出済みである旨が広告可能事項に追加されたことに伴い、府保健所においては、平成29年5月から施術所開設者からの申請に基づき「開設届出済証」を発行しております。広告物として掲示していただくことにより、施術所の利用者自身によって、法の規定に基づき府に開設届が行われている施術所か否かを確認できるようになりました。施術所及び利用者の双方にとって有益なこの制度について、府ホームページや広報紙で、今後も周知を図ってまいります。

51. 柔道整復師による医療保険の「カラ請求」、「水増し請求」、「ふりかえ請求」などの不正請求に関する実態把握に努め、法の遵守を求めてください。また、奈良県橿原市の事例を参考にしながら、大阪府においても市町村が柔道整復師に対して効能の広告をしないよう調査指導できるようにするため、柔道整復、鍼灸、マッサージを取り扱う施術所の開設等の事務権限の移譲について検討してください。

【基本回答】

保険者や患者さんから寄せられた情報に基づき、大阪府と近畿厚生局が連携して監査を行った結果、不正・不当な請求が認められた場合は、不正・不当に支給を受けた療養費を返還させるとともに、向こう5年間の受領委

任の取扱いを中止する行政措置を行っていません。この結果、平成29年度における中止措置の件数は3件となっています。引き続き、府内の施術所数は、増加していますが、府内の市町村国保に係る柔道整復施術療養費で見る

と、平成 28 年度は、ピークだった平成 21 年度に比べ、約 118 億円、約 40%減少しています。次に、適正な療養費の支給のためには、患者に対する啓発も重要であることから、「府政だより（平成 30 年 3 月号）」や、保険者から加入者あてに発送される医療費通知を活用し、府民への周知・啓発を行っています。今後とも近畿厚生局と協力しながら、信頼される保険制度の運営に向け、国から示されたルールを守り、適正に取り組まれている大半の施術者のみなさんが、本来の施術に専念できるよう、不正な請求には厳しく対応してまいります。大阪府では、施術所の広告適正化を図る

ため、施術所開設の届出があった際に、広告に関する制限について説明を行い、併せて現地に実態を調査し、広告内容を個別に確認しております。また、違法な広告についての情報提供を受けたときは、速やかに保健所職員による適切な指導を行っております。なお、大阪府における市町村への事務移譲については、「大阪版地方分権推進制度実施要綱」により、市町村からの申出、又は法令の制定又は改正により、府と市町村の事務を一体的に行うことができる場合に市町村と協議し同意が得られれば、当該事務の移譲が可能となります。

5 2. 「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」をより充実させていくために予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、強く働きかけてください。

【基本回答】

職場におけるコミュニケーション手段の保障のみならず、コミュニケーション不足がもたらす職場の人間関係等の悩みや、労働条件の改善などに関する相談へのきめ細やかな対応などを行う聴覚障がい者等ワークライフ支援事業の重要性については、十分認識しており、これまでも予算の確保に努めてきたとこ

【質疑】

○来年度の事業の継続を約束してほしい。予算も増額してほしい。現状では法人財政を持ちだして事業を継続している状況。

○ハローワークでの手話通訳に業務が特化された手話協力員の相談体制の拡充だけでなく、より幅広い業務対象を範疇にしているワークライフ支援事業の実施を国に求めている。

・国への要望はこれまで「ワークライフ事業」と書いていたが、国の「ワークライフ事業」

ろです。本府の財政状況については、今後とも厳しい状況が続きますが、本事業の維持、推進に努めてまいります。また、聴覚障がい者等ワークライフ支援事業の相談員に対し、職業生活上の相談等が多いため、国に対し、ハローワークに設置する手話協力員の相談体制の拡充について要望を行ってまいります。

への認識が不十分なために、手話協力員の拡充に変更した。

・予算について拡充はなかなか困難なので、現状を維持できるよう努力していきたい。

○査定の根拠はどうなっているのか。

・根拠は存在するが、シーリングによって一律に減額されてくると、本来の姿が残らなくなってくる実態があることも事実。減額を免れるために、他の事業予算を削ってきた経緯もある。

<まちづくり・防災・参政権保障>

5 3. 当事者の声をしっかりと聴いて府下全域のバリアフリー化を促進してください。

①整備重点地域を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、京橋駅周辺地域を整備重点地域に指定して、ターミナル駅にふさわしい駅周辺地域を築いてください。

【基本回答】

バリアフリー法には、駅を中心に高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区を重点整備地区として位置付け、当該地区のバリアフリー化整備を計画的に推進するため、市町村は、バリアフリー基本構想（以下、基本

構想という。）を作成することができると定められています。大阪府内では、平成 29 年度末時点で、33 市町、135 地区の重点整備地区において、基本構想が作成されております。京橋地区につきましても、大阪市が「大阪市長

橋地区交通バリアフリー基本構想」を作成しています。平成 30 年 5 月 25 日にバリアフリー法が改正され、市町村は、基本構想を作成した場合においては、概ね 5 年ごとに、当該基本構想に基づく事業の実施状況について調査、分析及び評価を行うことに努めるとともに、それを行うための協議会（以下、継続協議会という。）を組織することができると定められました。基本構想を作成している 33 市町の

【質疑】

○JR、京阪、地下鉄などの管轄を超えてトータルに対応できるようにイニシアチブを発揮してほしい。

- ・大阪市の基本構想担当者と話をさせていただいた。大阪市は継続協議会を設置していな

うち、10 市町では、法改正の以前より、障がいのある当事者も参画する継続協議会を設置して、駅周辺のバリアフリー化の向上に取り組んでおり、大阪府も協議会の委員等として参画しています。大阪府としては、高齢者や障がい者などが、行きたい場所へ安心して移動できる環境が更に向上するよう、市町村に対して、基本構想の新規作成とともに、継続協議会の設置についても、強く働きかけてまいります。

いが、個別に障害者団体等から意見を聴取して対応していると説明されていた。バリアフリー法が改正された趣旨を踏まえ、大阪市内においても継続協議会の設置を強く求めています。

②特に障害者が利用する公的な施設とそれまでのアクセス（経路）を車椅子でも安心して通行できる歩道の整備等を国や当該市町村と連携をして進めてください。

【基本回答】

府管理道路における歩道のバリアフリー化については、バリアフリー法に基づく道路移動等円滑化基準により、適切に整備をおこな

【質疑】

- ・府管理道路については、重点整備地区の特定道路から改善に努めている。あとは通行者の多い道路、通学路など。近隣の理解を得ながら進めている。移動等円滑化基準に基づき適切な整備を図っていくこととしている。

国・市町村と連携して進めていきたい。

○複雑な傾斜の解消などの改善をお願いした

うとともに、不適合な箇所につきましても、順次、改善に努めてまいります。

い。

- ・現場事務所立会いのもと、要望か所について状況をお聞きし、順次補修を行っている。具体的な計画について説明をさせていただく。
- ・東大阪の件については、現場立会いのもとに具体的にに対応したい。

③銀行でのATMシステムで暗証番号を押すことができないことや駅員呼び出しボタンが押せないなど、上肢障害者には利用しにくいシステムが多くなっています。当事者の声を聴き、利用できるように改善してください。

【基本回答】

大阪府では、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進するため、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の基準等を、図解等により分かりやすく解説した、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（以下、ガイドラインという。）を、平成 28 年 4 月に公表しました。ガイドラインでは、銀行等の ATM 設備への配慮事項として、タッチパネル式は視覚障がい者は利用することができず、また、車いす使用者も画面の角度によっては使えない場合があることを説明した上で「ボ

【質疑】

○ATM操作は上肢障害者にとっても難しい。
・タッチパネルについては、視覚障害者の

タンは押しボタンとし、点字及び音声による使用方法の案内を行う機能を有することが望ましい」と記載し、また、エレベーター設備への配慮事項として、「操作ボタンを手や肘で操作できない車いす使用者のために足蹴り式ボタンを設置することが望ましい」と記載しております。大阪府では、障がい者にとって使いやすい施設等が整備されるよう、ガイドライン等を活用して、設計者・施設管理者等への周知・啓発を行っており、今回の要望の趣旨についてもお伝えしてまいります。

方々にも使えない問題がある。様々な機会をとらえて事業者に働きかけていきたい。

5 4. 障害者が安心して入居できる、バリアフリー住宅を計画的に整備してください。

①バリアフリー府営住宅を交通の便の良いところに大幅に増やしてください。

【基本回答】

本府では、平成 28 年 12 月に策定した「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、「建替事業」のほか、「中層住宅エレベーター設置事業」や住戸内の段差解消や手すり設置等を行う「住戸内バリアフリー化事業」団地

敷地内の住棟アプローチや敷地内主要通路の段差解消を行う「団地内バリアフリー化事業」を計画的に実施することにより、団地敷地、住棟、住戸について総合的なバリアフリー化整備を計画的に進めます。

②障害者住宅改造費助成を増額してください。また、必要に応じて複数回、助成が受けられることを周知徹底し、市町村が使える対策を講じるように、指導を行ってください。

【基本回答】

大阪府重度障がい者等住宅改造助成事業は、重度障がい者等が居住する住宅を障がいの程度及び状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造することに要する費用を助成する市町村に対し、補助に要した経費の一部を助成するものです。住宅改造助成については、可能な限り多くの方が活用できるよう、原則

1 回としています。しかし、事故、病気などにより障がいの内容、程度が変化し、新たに住宅改造が必要となる場合など、特段の事情で合理的な理由があると市町村が判断した場合は府の助成対象としており、市町村に対してもこの旨周知しています。

【質疑】

○東大阪永和地域で一人暮らししているが、1 5 年たち、様々なところがいたんできている。国と市の制度の両方を使って改修した。

生活保護で改修費用を蓄えることも困難。
・府の住宅改造女性化は、政令市・中核市は対象外となっている。

5 5. 大阪メトロが計画している御堂筋線等の府下に所在する駅についても大阪府の責任において可動柵の設置をしてください。

①各鉄道事業者に対してホーム可動柵設置をはたらきかけてください。

【文書回答】

大阪府では平成 23 年度に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設し、可動式ホーム柵設置の促進に努めてきたところです。また、平成 30 年 3 月に「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについ

て」として計画を取りまとめており、今後、この計画に基づき、引き続き鉄道事業者に対し、可動式ホーム柵の設置を働きかけてまいります。

②ホーム可動柵について、大阪府が調査を行うと共に障害者をも加えた研究会などの場を設けてください。

【基本回答】

大阪府では、平成 29 年 3 月に、大阪市及び主要な鉄道事業者とともに、「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」を設置し、鉄道事業者の取組内容や今後の整備計画についてヒアリング調査を実施しました。また、視覚支援学校にお勤めで、視覚障がい者でもある歩行訓練士を会議の場にお招きし、お話を伺うとともに、アイマスクによる疑似体験の

研修を行うことにより、視覚障がい者のとりまく環境について理解を深め、平成 30 年 3 月、「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」として取りまとめました。今後この計画に基づき、鉄道事業者・市町と連携しながら、引き続き可動式ホーム柵の整備促進に取り組んでまいります。

【質疑】

○連絡調整会議にぜひ当事者も加えていただきたい。
・ロープ式のメリットデメリットについては鉄道事業者に伝えている。ホーム幅の問題

などによりやむを得ない場合はロープ式を採用せざるを得ない場合もある。経済面だけが理由ではない。10 万人に満たない十三駅での整備も検討されている。

③今後、鉄道事業者から可動柵設置計画が提示された場合、大阪府としての方針を示してください。

【文書回答】

大阪府では、平成 30 年 3 月に公表した「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」に基づき、一日あたりの利用者 10 万人以上の駅を優先的に整備とともに、ホ

ーム上の混雑・乗換状況、転落の危険性等も考慮しつつ、国、地元市町とともに補助を実施してまいります。

5 6. 交通運賃割引の対象範囲を拡大するよう関係機関に要請してください。

【基本回答】

公共交通機関における障がい者割引制度は、通勤、通学、通院等の日常生活において公共交通機関を利用される障がい者の方に対して、自立と社会参加を促進する、重要な意義を有するものであると考えております。電車、バス等の運賃割引及び有料道路通行料金の割引につきましても、各交通事業者で独自に実施されており、重度身体障がい者となる第 1 種

身体・知的障がい者と第 2 種身体・知的障がい者に対する割引の内容は異なります。大阪府といたしましては、これまでも、重度身体・知的障がい者の範囲の拡大や、精神障がい者の対象化について、交通事業者や国等に、働きかけや、要望を行っているところであり、今後とも引き続き行ってまいります。

【質疑】

- 療育手帳 B 1 にも拡大してほしい。
- 年金が 6 万 5 千円を切っているなか、交通費負担が大変な状況
- 介助者がつかない人は半額にならなかった。
- 通勤定期で通っているが、賃金は 7 千円、

- 通勤定期は 9 2 0 0 円。親亡きあとは生活できない。
- 精神障害の高速バス割引にも対応してほしい。
- ・ねばりづよく国に要望していく。

5 7. 避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に整備され、市町村が障害者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進めていくことができるよう、大阪府として必要な施策を講じてください。また、福祉避難所を整備するよう市町村に引き続き求めてください。

①避難所には障害者担当の係員や相談員が配置できるようにしてください。

【文書回答】

大阪府では熊本地震の教訓等を踏まえ、平成 29 年 3 月に「避難所運営マニュアル作成指針」を改訂し、障がい者を含む要配慮者について各々の特性に配慮した対応、要配慮者対応の相談窓口の設置、当該窓口保健師や専門員などを配置すること等に加え、福祉避難

所の運営に関する項目を強化したところです。避難所運営マニュアルにつきましても、全市町村において整備が完了していますが、更なる充実が図られるよう、引き続き働きかけてまいります。

②障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、障害者特性にあわせた福祉避難所（ホテル等）の設備などの具体化を働きかけてください。

【文書回答】

一次避難所における福祉避難室については、同作成指針に記載をしており、市町村の避難所運営において適切な対応がなされるよう働きかけを行っているところです。福祉避難所については、全市町村で指定が完了しています、また、福祉避難所は、要配慮者を受け入れる施設側の理解と協力が不可欠であることが

ら、引き続き福祉部と連携して各市町村に働きかけるとともに、福祉避難所の充実に向け、市町村が行う福祉避難所の指定が一層進むよう協力依頼を行ってまいります。これらの取組みとあわせて、旅館・ホテル等の有効活用について、関係部局並びに市町村に対し働きかけを行っております。

58. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対するガイドヘルプを選挙管理委員会の責任で行ってください。当面、滋賀県東近江市での移動困難な高齢者へのタクシーでの投票所への送迎制度も参考にしながら、検討をすすめてください。

【基本回答】

現行制度における外出時の支援については、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「同行援護」等の障がい福祉サービスの提供があり、また、市町村を実施主体とする地域生活支援事業（移動支援事業）においても、市町村の判断により選挙権行使に活用できる場合もあると伺っております。御要望のありました投票所までのガイドヘルプについて、専門的なノウハウや財源のない選挙管理委員会よりも、福祉部局が実施する方が効果的、効率的に実施できると考えております。しかしながら、視覚障がい者も含めた有権者の選挙権行使に対する支援は重要であると考えており、特に投票所への移動の支援について、ある市町村が実施した巡回バスを使用した支援の実例を市町村選挙管理委員会向け研修で紹介したほか、昨年度

【質疑】

○選挙管理委員会として責任を持って考えてほしい。視覚障害者の参政権保障の問題だ。
・総務省から指導をうけている。投票所への移動の支援を選挙管理委員会が行っており、それ以上のヘルパーをつけるという制度を実施している自治体はないと認識している。
○要望に「ガイドヘルプ」と記載しているので基本回答のような内容で答えられているが、個々人宅から投票所までの移動につい

ては衆議院議員選挙では、投票所への移動の支援及び選挙人に対する投票所等までの交通手段の提供を行った市町村は投票所経費を国が負担することを各市町村選挙管理委員会に通知したところ、府内5市町村が移動の支援を実施しました。お示しの東近江市の事例をはじめ、他府県の市町村選挙管理委員会が実施した移動の支援の方法も注視し、来年度執行予定の府議会議員選挙、参議院議員選挙及び府知事選挙においても移動の支援の実施を市町村選挙管理委員会へ働きかけてまいります。なお、選挙権行使の観点から、移動の支援とは別に「郵便等による不在者投票」ができる者の範囲を重度視覚障がい者にも拡大するよう、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて国会・政府に対して要望しているところですが、今後も引き続き行っていきます。

ては選挙管理委員会が責任を持つべきという考えの下、対応を進めていくということでしょうか。

・その通り。現在まで投票所までの交通手段を確保している自治体は、茨木市、松原市、藤井寺市、島本町、太子町の5市町だ。郵便投票の対象拡大については、大阪府として国に從來から行ってきたところだ。